

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

設計図

仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事場所

四日市市 諏訪町 地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表 第一	備考
市営中央駐車場	SRC造	地下2階地上5階建	9,772	13項イ	

3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外工事種目	市営中央駐車場	工事種別			
○ 電灯設備	改修 一式				
・ 動力設備					
・ 電気自動車充電設備					
・ 電熱設備					
・ 雷保護設備					
・ 受変電設備					
・ 発電設備					
・ 構内情報通信網設備					
・ 構内交換設備					
・ 情報表示設備					
・ 映像・音響設備					
・ 拡声設備					
○ 誘導支援設備	改修 一式				
・ テレビ共同受信設備					
・ 防犯カメラ設備					
・ 駐車場管制設備					
・ 防犯・入退室管理設備					
・ 火災報知設備					
・ 中央監視制御設備					
・ 構内配線路					
・ 構内通信路					
・ テレビ電波障害除去工事					
○ 撤去工事	改修 一式				

4. 指定部分

○ 無 ・ 有 (部位 :) 指定部分工期 令和 年 月 日

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。

○ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。)

○ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)

○ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準図」という。)

2. 特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
1 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 (V0＝34m/s) 地表面粗度区分 (・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ) ・ 積雪荷重 垂直積雪量 (・ 0.3m ・ 0.4m)
2 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
③ 週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領 (営繕工事)」 (令和6年7月9日改正適用) に基づく適用は下記による。 ・ 週休2日制工事対象 ・ 週休2日制工事 (受注者希望型) 対象 ○ 週休2日制対象外工事 (・ 工事の実働日数が30日未満の工事 ○ 現場閉所困難な工事) 完全週休2日制工事 (受注者希望型含む) の現場閉所日については下記による。 ・ 土日閉所 (ただし、 / ～ / については土日作業とすること。) ・ 土日以外閉所 土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とする。 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。
④ 施工条件	施工可能日 ○ 土、日曜日、祝日施工有り ・ 指定なし ○ その他 (・ E-03による ・ M-03による ○ A-01, 56, 75参照) 施工可能時間帯・指定なし ・ 指定有り (・ E-03による ・ M-03による ・) 現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾書」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具は7m～8型を使用する。 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転、導通、通信等が確認できる電源等を確保する。 完成時の操作説明 総合盤、発電設備、中央監視設備、自動制御設備、電話設備等、操作の必要な機器は、施設管理者へ使用開始前に操作説明を行うものとする。 操作説明にあたって、操作説明書、操作注意事項書を作成し、機内に備えること。 工期内の保安管理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
5 監督員事務所	監督員事務所を設けること。 ・ 工事用電力、水及び鍵手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
6 工事用電力	・ 水・その他
7 工事用仮設物	工事用仮設物を構内につくることができる。
8 足場その他	・ 別契約の関係受注者が設置したものは無償で利用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 (・ 内部足場等) (・ 外部足場等 (・ くさび緊結式 (手すり先行工法) ・))
9 交通安全管理	交通誘導員 ・ 配置する 名以上 (大型車の出入は必ず) ・ 配置しない ・ 交通誘導警備員 A ・ 交通誘導警備員 B

項 目

特 記 事 項

⑩ 施工調査

○ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に定査式埋設物調査を行うこと。

・ 石綿含有分析調査
(定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。)

○ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試験調査を行うこと。

11 非破壊検査等

構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。

⑫ 既存躯体への穿孔

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。

13 耐震安全性の分類と耐震施工

設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版 (独立行政法人建築研究所監修) による。(100kg以上の機器を対象とする。)
(1) 設計用水平地震力は、機器の質量 (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量) に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。

・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置
・ キュービクル ・ その他 ()

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。

⑭ 建設発生土の処理

○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。

・ 構外搬出適切処理とする。

※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告 (位置図等) を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。

15 埋戻し土・盛土

地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。

⑯ 材料・機材の品質等

(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2) 主要機器の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

(3) 「図等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。

⑰ 環境への配慮

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑剤 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合 (下記内容該当工事) は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

・ 建設副産物を搬出する際の計画
1.土砂500m3以上
2.コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上

・ 再生資材を利用する際の計画
1.土砂500m3以上
2.砕石500t以上
3.加熱アスファルト200t以上

項 目

特 記 事 項

19 工事の保険

・ 建設工事保険 (管理財物担保特約に加入) (保険証の写しを提出)
・ 請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出)
保険期間は工事期間を原則とする。(必要に応じて延長するものとする。)

20 建設共済等

下記の制度について加入すること。

・ 法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出)
・ 建設業退職金共済制度 (掛金収納書を提出)
共済証紙購入額 請負額の0.5／1000以上
ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。
※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。
※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。

21 工事実績情報登録

工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス (CORINS) に登録すること。

22 施工体制台帳提出

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。

⑳ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項

資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

㉑ 工事記録

工事記録は以下のように行うこと。

○工事写真
工程写真 埋設部、隠ぺい部、施工工程、材料等
完成写真
※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大ききでA4用紙に印刷し、提出する。
※次の図書を参考とする。
国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修『工事写真の撮り方 建築設備編』

○工事日報、納品伝票、出荷証明
工事日報、納品伝票の写しは監督職員が提出を求めた場合に提出すること。

監督員の指示により下記のものを出す。

○ 工事完成図 (竣工図 (修正済みの設計図) + 施工図)
○ 完成図 CADデータ (JW CAD) PDFデータ (DVD) (1) 枚
・ 完成図 (A4版に製本したもの)
○ 完成図 (A1またはA2サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの) (3) 部
○ 工事写真 (紙、DVD) ※DVDは原則として完成図データと同一媒体とする。
○ 保全に関する資料等 (2) 部

㉒ 完成時の提出図書

㉓ 完成時の提出図書

㉔ 完成時の提出図書

㉕ 完成時の提出図書

㉖ 完成時の提出図書

㉗ 完成時の提出図書

㉘ 完成時の提出図書

㉙ 完成時の提出図書

㉚ 完成時の提出図書

㉛ 完成時の提出図書

㉜ 完成時の提出図書

㉝ 完成時の提出図書

㉞ 完成時の提出図書

㉟ 完成時の提出図書

㊱ 完成時の提出図書

㊲ 完成時の提出図書

㊳ 完成時の提出図書

㊴ 完成時の提出図書

㊵ 完成時の提出図書

㊶ 完成時の提出図書

㊷ 完成時の提出図書

㊸ 完成時の提出図書

㊹ 完成時の提出図書

㊺ 完成時の提出図書

㊻ 完成時の提出図書

㊼ 完成時の提出図書

㊽ 完成時の提出図書

㊾ 完成時の提出図書

㊿ 完成時の提出図書

項 目

特 記 事 項

㉑ 電線本数、管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等の二次回路の配管・配線等は、経路、電線太さ、電線本数、管径、開閉器のトリップ値は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。
また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
呼び線として、長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

㉒ ケーブル先行表示

本工事で施工するケーブル等については先行表示旗を取り付けること。
記載内容は電源 (GC3φ200V等)、受注者名、施工者名等とし、詳細は監督職員の指示による。

㉓ 鋼製電線管

特記なき鋼製電線管 (19.25...75) の表示は全て薄鋼電線管とする。
但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管 (E19.E25...E75) を使用してもよい。

㉔ 合成樹脂管配線

合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P F管 (単層管) の波打管以上を使用する。

㉕ 金属製電線管の塗装・仕上げ

下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。

○ 屋外 (内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所：全て (塗装箇所除く)
・ 屋内 (内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所 地階、ビット階)
・ 塗装 (・ 屋内 ・ 屋外 ・ 全て ・ 図示)

39 最上階の埋込配管

最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。

㉖ フラッシュプレート

図面に特記なき場合は、○ 金属製 (ステンレス、新金属も含む) ・ 樹脂製 とする。

㉗ タンブラスイッチ

タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。

㉘ 配線器具等

配線器具 (スイッチ、コネクタ) の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

㉙ 位置ボックス

図面に特記なき場合は、○ 金属製 ・ 樹脂製 とする。
位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。
ただし、耐火又は準耐火構造の壁等に用いる場合は、上記によらず金属製とする。

44 二重床内器具

二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。
また、用途に応じ色分けすること。

㉚ 機器仕様

使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば可とする。

㉛ 施工者銘板

新設、改造する壁の扉裏面に施工者銘板を設置すること。
記載内容は施工年度、工事名称、ケーブル番号、ケーブルの種類 (EM-CE2mm²-3C等) とした (改造した場合はその内容を記載したものを含む) 施工者銘板を設置すること。

㉜ 照明設備の照度測定

一般照明及び非常照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。

48 自家発電設備の配管工事等

原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違しても差し支えない。

49 天井仕上げ表示

図面において、室名に () を付したものは天井井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。

50 インバータ装置の規約効率

三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2	3	7	5	7.5	11	15	18	22	30	37	45
規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考 (1) 規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

設計番号

1:N0 (A1)

縮 尺

図面名

特記仕様書

建築電気設備 1

作図 令和7年4月

1級建築士登録第 四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部営繕工務課

工事名

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

設計図

1級建築士登録第 四日市市諏訪町1番5号

令和7年4月版

図面番号

E-01

/

項目

特記事項

⑤1 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名 称	測 点	取付高さ [mm]
ブラケット（一般）	床土 ～ 中心	2,100
〃（露場）	〃	2,500
〃（鏡上）	鏡上端 ～ 中心	150
スイッチ（一般）	床土 ～ 中心	1,200
〃（多機能便所用）	〃	1,200
自動スイッチ（照明、換気扇用等）	〃	1,800
コンセント、電話用コンセント、テレビ端子（一般）	〃	300
〃（和室）	〃	150
〃（台土）	台土 ～ 中心	150
コンセント（土間）	床土 ～ 中心	800 ～ 1,300
コンセント（電動車いす充電用）	〃	900
引込開閉器箱（低圧）	床土 ～ 上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床土 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,200
接地用端子箱	地上、床土 ～ 中心	500
試験用接続端子箱	床土 ～ 下端	800
接地極埋設機	地上 ～ 中心	600
給油ボックス	地上 ～ 給油口	1,000
室内端子盤（廊下・室内）	床土 ～ 下端	300
中間端子盤（EPS・電気室）	床土 ～ 中心	1,500
壁付電話機	〃	1,300
観時計	〃	1,500（上端1,900以下）
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,200
表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,200
外部受付けインターホン（子機）	〃	標準図による
壁付インターホン（上記以外）	〃	1,100
呼出ボタン（多機能便所用）	〃	900
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,300
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000
テレビ機器受信機	天井下 ～ 上端	200
火報受信機（複合盤）	床土 ～ 操作部	800 ～ 1,500
副受信機	床土 ～ 中心	1,500
機器収容箱（火災報知設備）	〃	800 ～ 1,500
発信機	〃	800 ～ 1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯（火災報知設備）	〃	（天井高）×0.8
運動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（重ガス）	〃	300
ガス漏れ検知器（軽ガス）	天井面 ～ 中心	（天井高）-200

（参考）天井面を基準とする取付高は、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。
天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

⑤2 接 地 極

接地極の材料は下記による。なお接地棒 E B（14φ）の長さは 1,500mm 以上とし、10φは W=30 L=900mm 以上、14φは、W=40 L=1,200mm 以上としても差し支えない。

接 地 の 種 別	記 号	接 地 抵 抗 値	接 地 極（参 考）
・ 共 同 接 地	E _{A,B,C}	Ω以下	E B（14φ）×3連-1組
・ 共 同 接 地	E _{A,B,C}	10Ω以下	E B（14φ）×3連-3組
・ A 種	E _A	10Ω以下	E B（14φ）×3連-2組
・ B 種	E _B	Ω以下	E B（14φ）×3連-2組
○ D 種	E _D	100Ω以下	E B（10φ）×1（L=1,000mm）
・ C 種	E _C	10Ω以下	E B（14φ）×3連-2組
・ 高 圧 避 雷 器 用	E _{CL}	10Ω以下	E B（14φ）×3連-3組
・ 低 圧 避 雷 器 用	E _{CL}	10Ω以下	E B（14φ）×3連-2組
・ 構 造 体 接 地			
・ 交 換 機 用	E ₁	10Ω以下	E B（14φ）×3連-3組
・ 通 信 用 用	E _{IN}	10Ω以下	E B（14φ）×3連-3組
・ 通 信 用	E _{IN}	100Ω以下	E B（10φ）×1（L=1,000mm）
・ 電話引込口の保安器用	E _{IL}	100Ω以下	E B（10φ）×1（L=1,000mm）
・ 測 定 用	E ₀		E B（10φ）×1（L=1,000mm）

項目

特記事項

53 高効率誘導電動機の
配線用遮断器等の選定

高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。
200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電 動 機									
定格 出力 [kW]	定格電流 [A]	配線用遮断器等 [A]		電流計 [A]	コンデンサ回路		コンデンサ [μF]		
		直入始動 Y-Δ始動	直入始動 Y-Δ始動		接続する電線（E-B）の最小太さ [mm ²]				
					長さ3m以下	長さ3m以下			
0.2	1.8	15	—	15	3	2	2	15	10
0.4	3.2	15	—	15	5	2	2	20	15
0.75	4.6	15	—	15	5	2	2	40	30
1.5	8	30	—	15	10	2	2	75	40
2.2	11.1	40	—	20	15	2	2	100	50
3.7	16.8	60	—	30	20	2	2	150	75
5.5	24.6	75	60	50	30	2	2	200	100
7.5	34	125	75	60	40	5.5	2	250	150
11	48	125	125	75	60	5.5	3.5/2	300	200
15	64	125	150	125	100	5.5	3.5	400	250
18.5	79	150	175	125	100	8	5.5/3.5	500	300
22	92	175	200	150	100	14	8/5.5	800	400
30	124	225	300	200	150	22	14/8	900	500
37	152	300	350	225	200	22	22/14	1,200	700

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電 動 機									
定格 出力 [kW]	定格電流 [A]	配線用遮断器等 [A]		電流計 [A]	コンデンサ回路		コンデンサ [μF]		
		直入始動 Y-Δ始動	直入始動 Y-Δ始動		接続する電線（E-B）の最小太さ [mm ²]				
					長さ3m以下	長さ3m以下			
0.2	0.9	15	—	—	3	2	2	5	5
0.4	1.6	15	—	—	3	2	2	5	5
0.75	2.3	15	—	—	5	2	2	10	7.5
1.5	4	15	—	—	5	2	2	20	10
2.2	5.5	20	—	—	15	2	2	25	15
3.7	8.4	30	—	—	15	2	2	30	20
5.5	12.3	40	30	30	15	2	2	50	30
7.5	17	60	40	30	20	2	2	50	40
11	24	75	60	50	30	2	2	75	50
15	32	100	75	60	40	3.5	2	100	50
18.5	39.5	125	100	75	60	5.5	2	125	75
22	46	125	100	100	60	5.5	3.5/2	200	100
30	62	125	150	125	100	5.5	3.5	200	125
37	76	150	175	125	100	8	3.5	200	150
45	95	175	225	150	100	14	8/5.5	300	200
55	114	225	250	175	150	14	8/5.5	300	200
75	155	300	350	225	200	22	14/8	500	300
90	180	350	400	300	200	38	38/14	700	400
110	220	400	500	350	250	38	38/22	800	500

項目

特記事項

5 ⑤ アスベスト含有物
の取扱い

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改修仕様」という。）による。
特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修仕様上の当該項目、当該図又は当該表を示す。

① 一般事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。
○ アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
○ 石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
○ アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。
○ アスベスト除去完了に伴う発生量の報告を書面にて行うこと。

② アスベスト含有建材
の処理工事

アスベスト含有収付材の封じ込め処理 ・ 行う ・ 行わない [9.1.1]
アスベスト含有収付材の削り込み処理 ・ 行う ・ 行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・ 行う ・ 行わない
施工箇所及び工法 ※図示

③ アスベストの含有
調査

事前調査（有資格者） ○ 行う ・ 行わない [9.1.2]
調査結果報告書の交付 ・ 有 ・ 無
分析調査 ・ 行う（対象箇所： ） ○ 行わない
・ 定性分析 ・ 定量分析
※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。
※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。
調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

④ アスベスト含有収付
材の除去

アスベスト含有収付材の有無 ・ 有 ・ 無 [9.1.3]
除去収付材（ ）含有場所（ ）
収付材アスベストの施工数量調査 ※行う
アスベスト粉じん濃度測定 ※行う
表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測 定 場 所	測 定 点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定 1	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	〔注〕 1
	測定 2	施行区画周辺 又は、敷地境界	計 2 点	大気
処理作業中	測定 3	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	〔注〕 1
	測定 4	仕上り開口	1 点	密着の流れを確認
	測定 5	集じん・排気装置 の排出口 （処理作業室外の場合）	1 点	〔注〕 2
	測定 6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4 方向各 1 点	—
処理作業後 （隔離シート撤去前）	測定 7	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	〔注〕 1
	測定 8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4 方向各 1 点	大気

〔注〕 1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは 2 点、300㎡以下までは 3 点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
〔注〕 2. 集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

	測 定 3	測定 1、2、4、6、7、8	測 定 5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトノートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数	200本又は視野数50視野	
計数アスベスト	直径3 μm未満、長さ5 μm以上、長さ×直径比 3：1 以上		
測定限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離 ※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・ 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場にて一定の場所で埋立処分する。
・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

5 アスベスト含有保温
材等の除去

アスベスト含有保温材の有無 ・ 有 ・ 無 [9.1.4]
除去保温材（ ）含有場所（ ）
作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない
・ 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑥ アスベスト含有成形
板の除去

アスベスト含有成形板の有無 ○有 ・ 無 [9.1.5]
除去成形板（下地材（鉄板）/板、仕上げ材（石膏））含有場所（ 管理事務室内壁 ）
作業場の区画 ・ 行う ○行わない
処分方法
石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分する。
石綿含有石膏ボード以外
・ 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

7 アスベスト含有仕上
塗材の除去

アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止技術指針」による。
〔9.1.6〕
アスベスト含有仕上塗材の有無 ・ 有 ・ 無
除去仕上塗材（ ）含有場所（ ）
除去の範囲
・ 全面撤去 ・ 図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・ 水洗い工法 ・ 手工具ケレン工法
・ 集じん装置付高圧水洗工法 ・ 集じん装置付超高圧水洗工法 ・ 超音波ケレン工法
・ 剥離材併用高圧水洗工法 ・ 剥離材併用超高圧水洗工法 ・ 剥離材併用手工具ケレン工法
・ 剥離材併用超音波ケレン工法 ・ 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工 ・ 行う ※行わない
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
作業場の隔離及び養生
・ 隔離養生不要 ・ 隔離養生必要（負担不要） ・ その他（ ）
処分方法
・ 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・ 中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

8 アスベスト含有配管
接続部シール材の除去

アスベスト含有シール材の有無 ・ 有 ・ 無
除去シール材（ ）含有場所（ ）
作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない
除去工法
湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法 ・ 埋立処分
・ アスベストの中間処理に適する 溶融施設
・ 認定を受けた無害化処理施設

⑨ 特記事項

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

最大員等不当介入に関する事項

1. 契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(1) 不当介入とは、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報し、捜査への捜査協力を行うこと。
(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止等の措置を講ずる。

<喫煙に関する事項>
学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
<現場代理人に関する事項>
工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
<随時検査>
設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。

個人情報の取り扱いに関する事項
（基本事項）
第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事の施工に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下「法」及び「法」第67条の規定に従って、第67条第2項第1号の業務を負う。
第3 この契約による工事に係る個人情報の適正な取扱いについては、乙の従事者を指導監督しなければならない。
（秘密の保持）
第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
第4 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
（適正な管理）
第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
第5 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
第6 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
第7 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地へ調査することができるとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
第7 乙は、前項の承諾により再提供する場合、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
第8 乙は、前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出すてはならない。
第9 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
第10 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びび損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合は除く。
第10 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊
第11 乙は、第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合は除く。
第12 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等（複写、複製したものを含む。）を直接確認しなければならない。
第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事に係る個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置を講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
第14 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に關して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応
(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
2. 対応指針に沿った対応
上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

産業廃棄物税
本工事に産業廃棄物税相当分が計上されているため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

図面名

特記仕様書
建築電気設備2

縮尺

1:100
(A1)

設計番号

作図 令和7年4月

工 事 名

市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

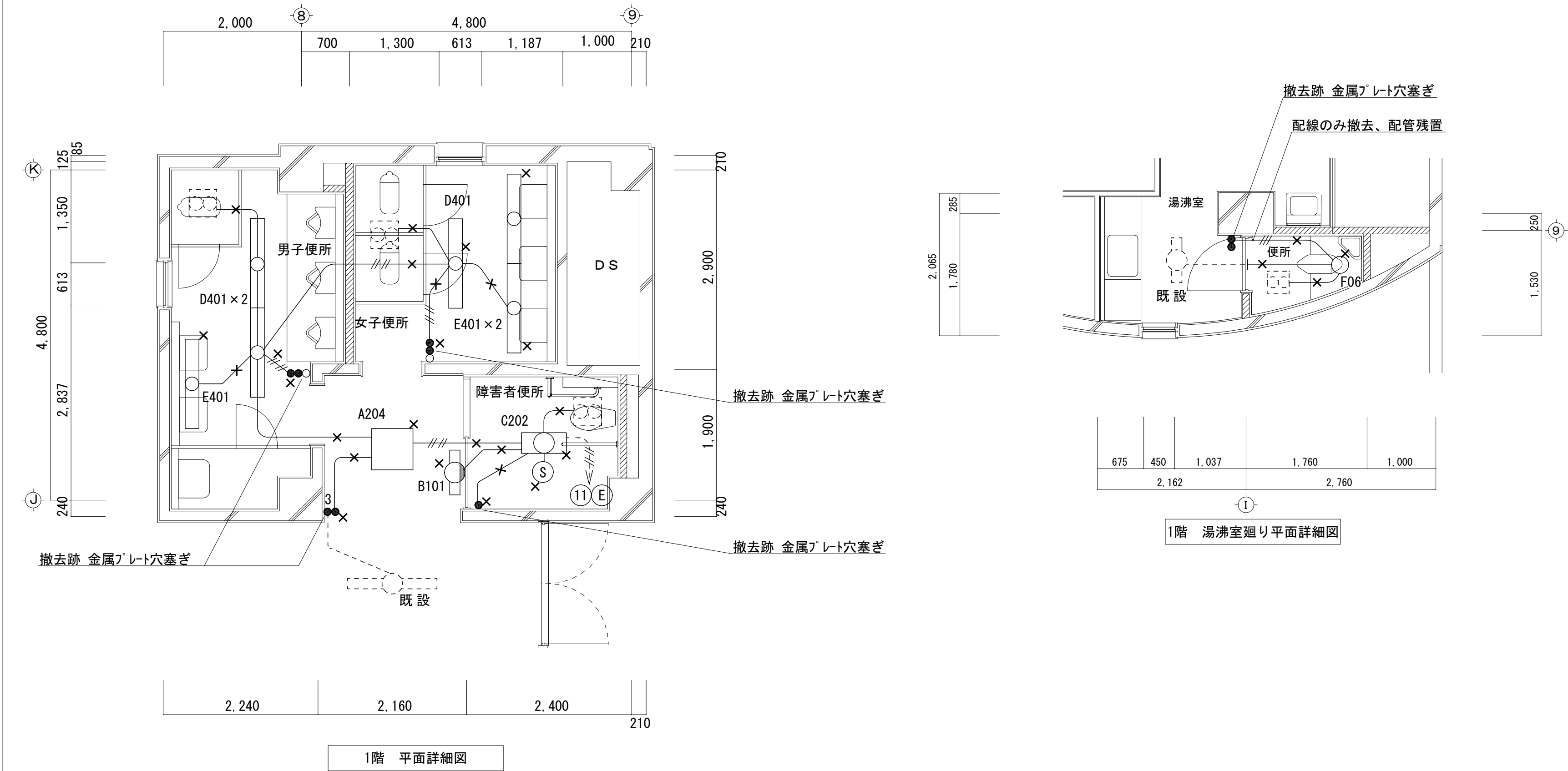
図面番号

E-02

1級建築士 登録第 号
四日市市諏訪町1番5号

令和7年4月版

/



凡例

記号	名 称	備 考
□	照明器具 埋込型	
○	照明器具 埋込型	
○	照明器具 天井付	
□	照明器具 壁付け	
●	タンブラスイッチ	1P15A×1
●3	タンブラスイッチ	3W15A×1
○	パイロットスイッチ	
Ⓢ	人感センサー	
◀	電灯分電盤	

記入なき配線は下記による。

— IV 2.0×2(天井内ころがし)

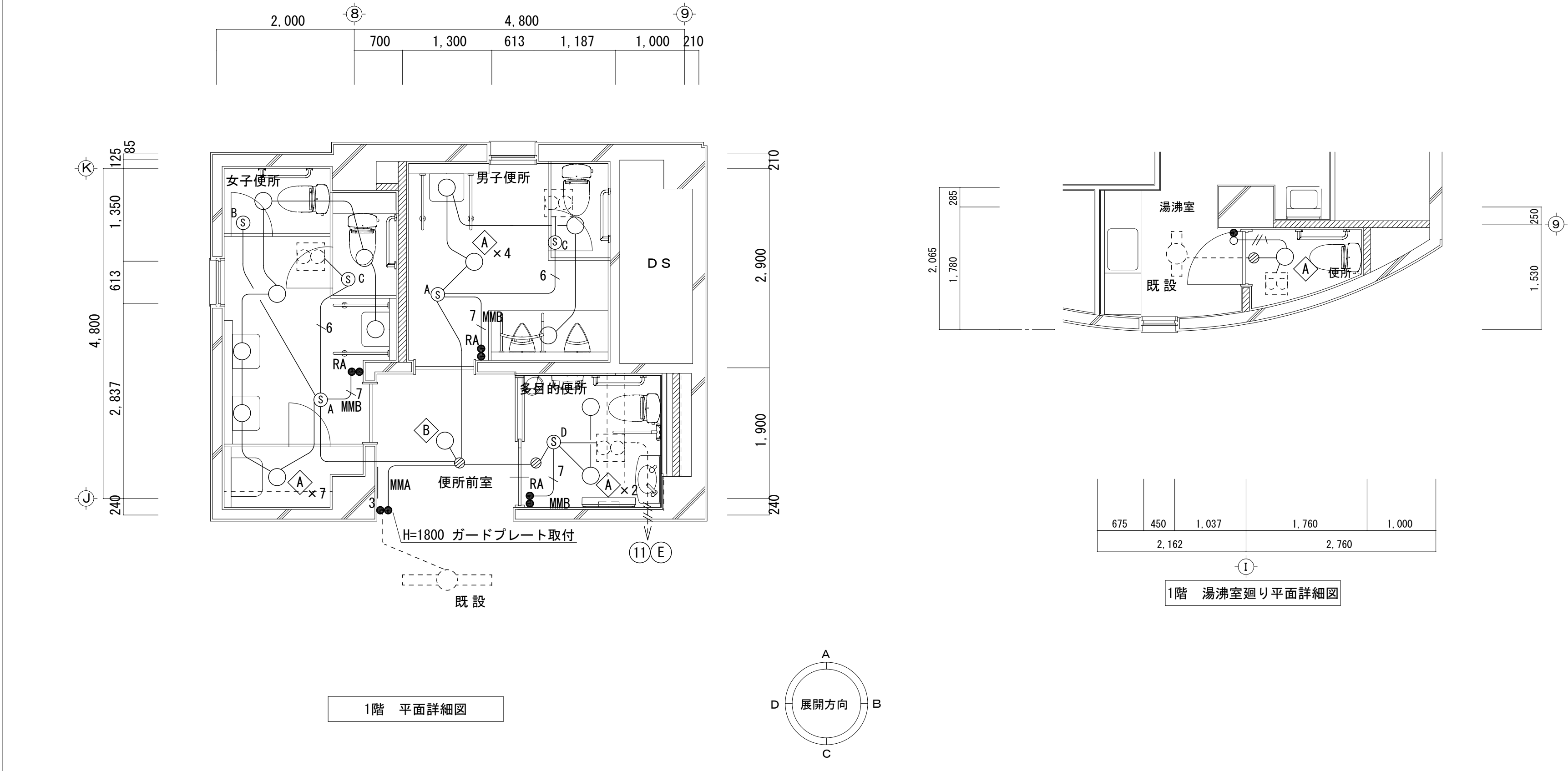
— /// IV 2.0×3(C19)

— /// IV 2.0×4(天井内ころがし)

既設照明器具一覧表

記号	名 称	容 量	備 考
A204	埋込形	FL 20W ×4	撤去
B101	壁付灯 標示灯	FL 10W ×1	撤去
C202	埋込形	LED 20W ×2	撤去
D401	埋込形	FL 40W ×1	撤去
E401	埋込形	FL 40W ×1	撤去
F06	埋込形	1L 60W ×1	撤去

×印は撤去を示す。



凡例

記号	名 称	備 考
○	LEDダウンライト	
Ⓢ _A	熱線センサー (親器)	広角検知
Ⓢ _B	熱線センサー (子器)	広角検知
Ⓢ _C	熱線センサー (子器)	換気扇接続機能付
Ⓢ _D	熱線センサー (親器)	換気扇接続機能付
●RA	操作ユニット	2回路 H=1,800取付
●	タンブラスイッチ	1P15A×1
●3	タンブラスイッチ	3W15A×1
○	タンブラスイッチ	ON表示灯付
⊗	ジョイントボックス	アウトレットボックス

照明器具姿図(参考)

＜A＞	LEDダウンライト LRS1-17	＜B＞	LEDダウンライト LDS2-LRS1-17
本体：アルミダイカスト 枠：プラスチック 光源寿命：40000時間 昼白色：5000K 消費電力：18.0W以下 (AC100V時) 器具光束：1,700 lm以上 2,200 lm未満		本体：アルミダイカスト 枠：プラスチック 光源寿命：40000時間 昼白色：5000K 消費電力：18.0W以下 (AC100V時) 器具光束：1,700 lm以上	

記入なき配線は下記による。

— /// EM-IE 2.0×3(1本接地) (既設C19)

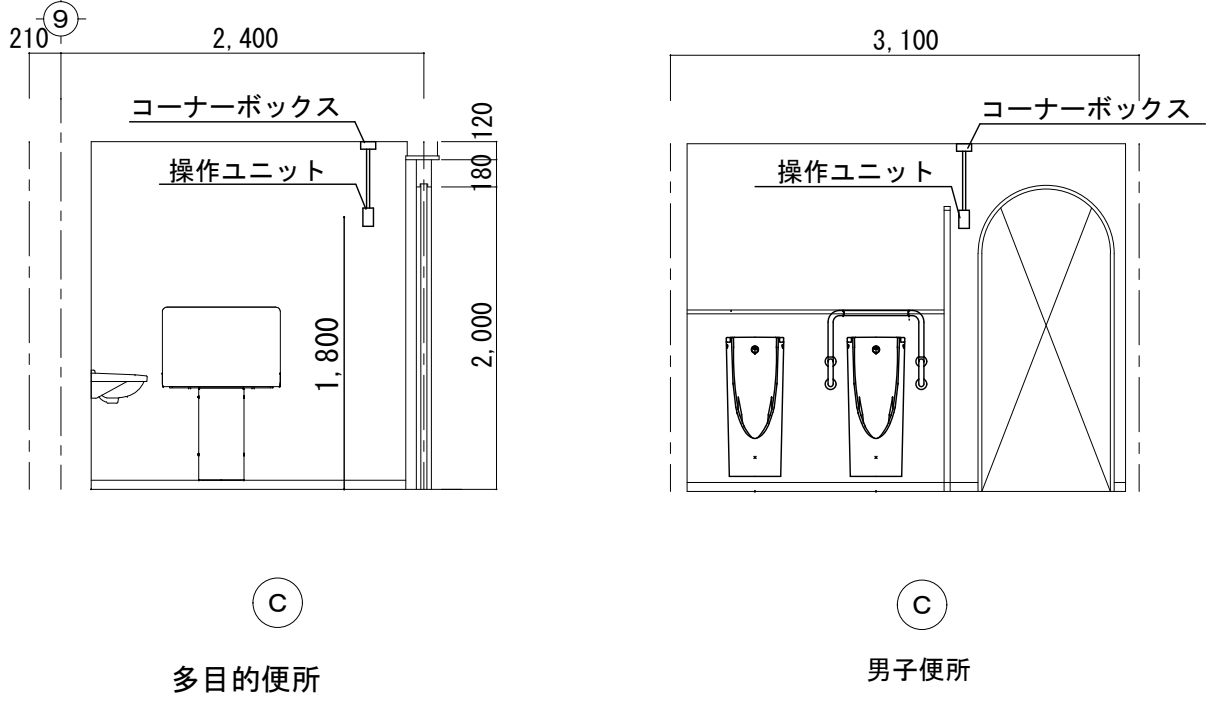
— EM-EEF 1.6-3C(1C接地)

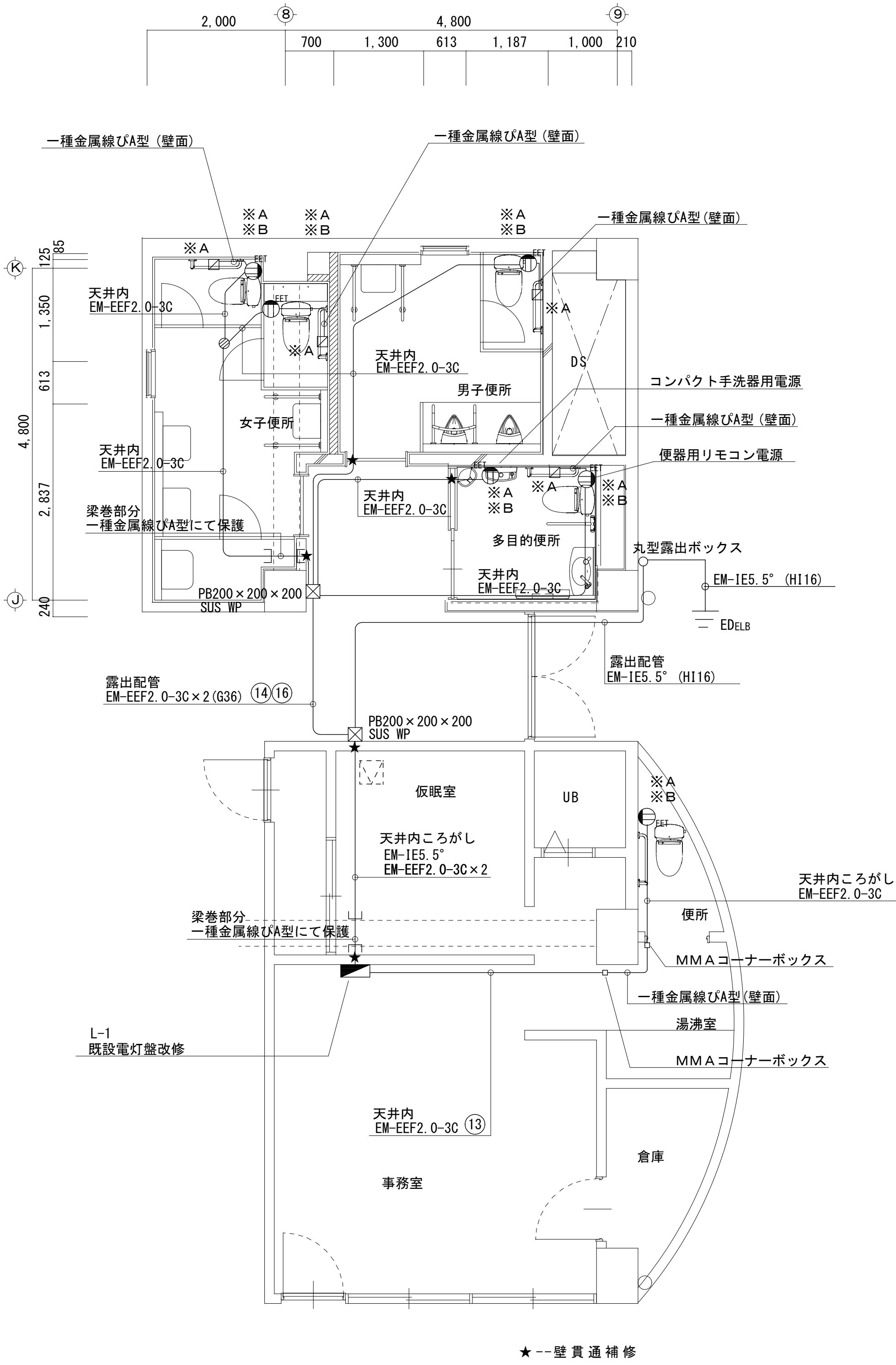
— /6 EM-EEF 1.6-2C+1.6-3C(1C接地)

— /7 EM-EEF 1.6-2C×2+1.6-3C(1C接地)

— /// IV 2.0×4(天井内ころがし)

二重天井内はケーブルころがし配線とする。
露出立下り部はメタルモールにて保護とする。
破線は既設を示す。





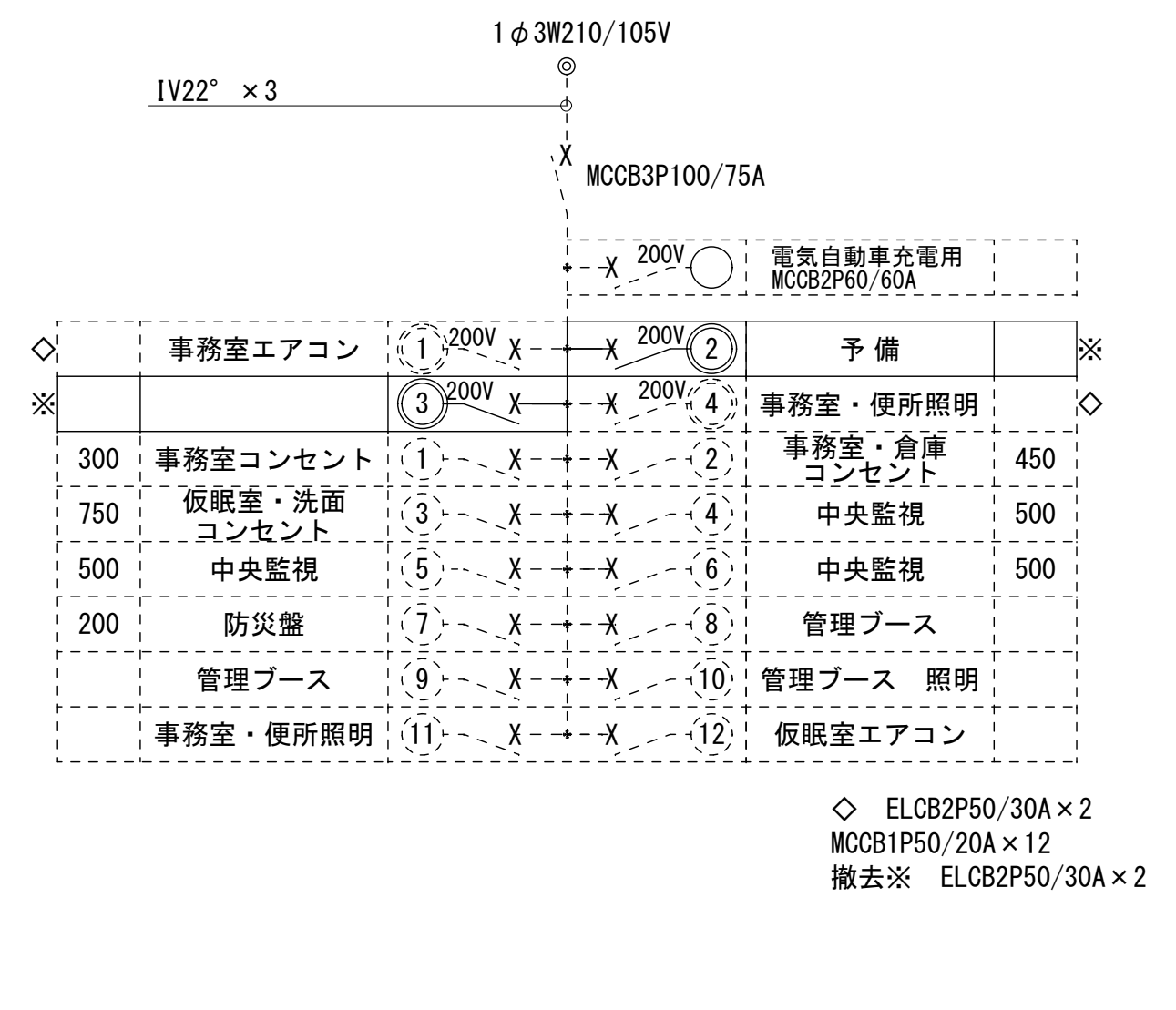
凡例		
記号	名 称	備 考
	壁付コンセント	2P15AE+ET
	便器用リモコン	機械設備工事
	ジョイントボックス	アウトレットボックス
	電灯分電盤	
	点検口 450□	建築工事

- ※A 一種金属線ひA型 スイッチボックス
- ※B 一種金属線ひA型 コーナーボックス

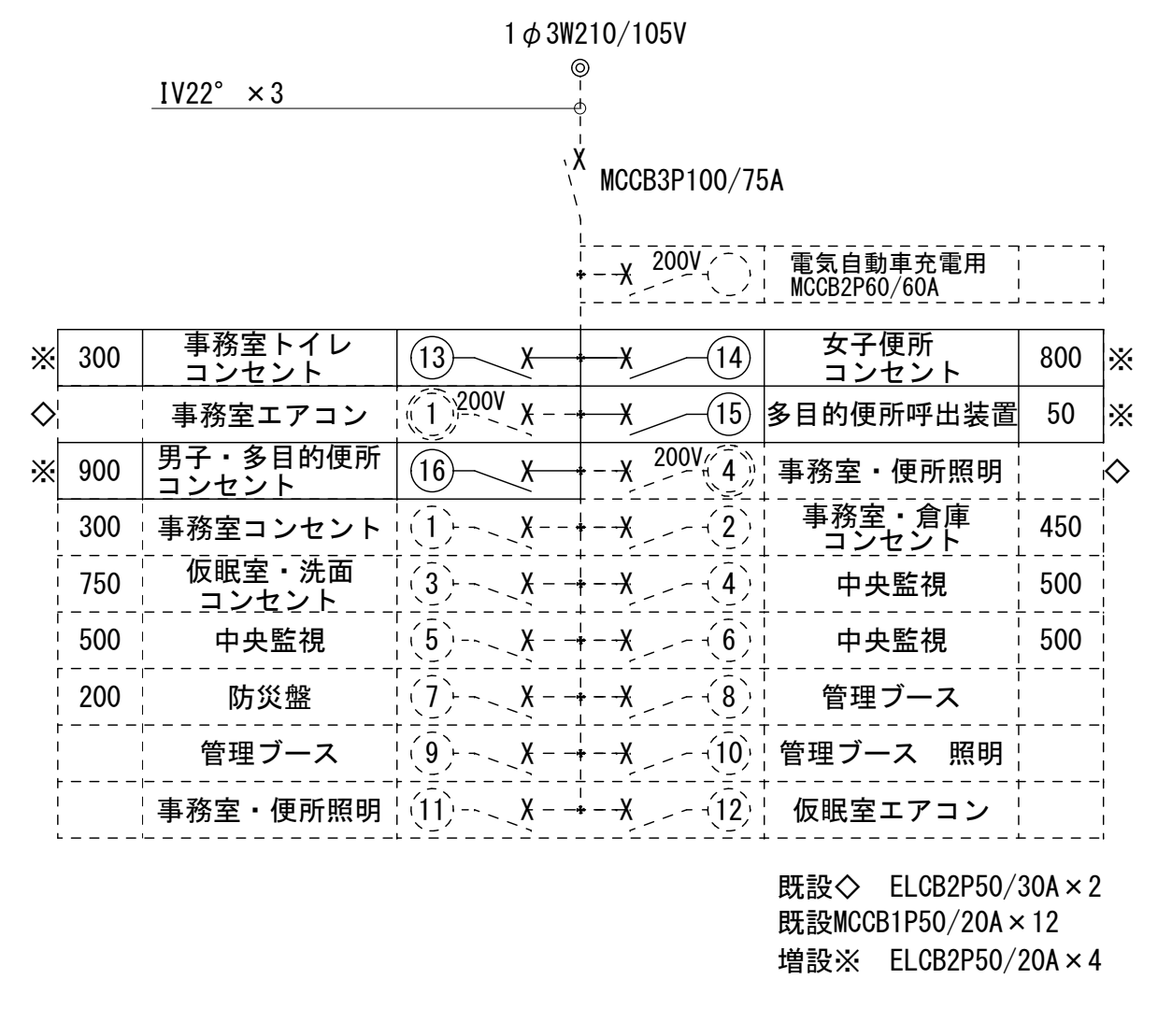
二重天井内はケーブルころがし配線とする。
露出立下り部はメタルモールにて保護とする。
破線は既設を示す。

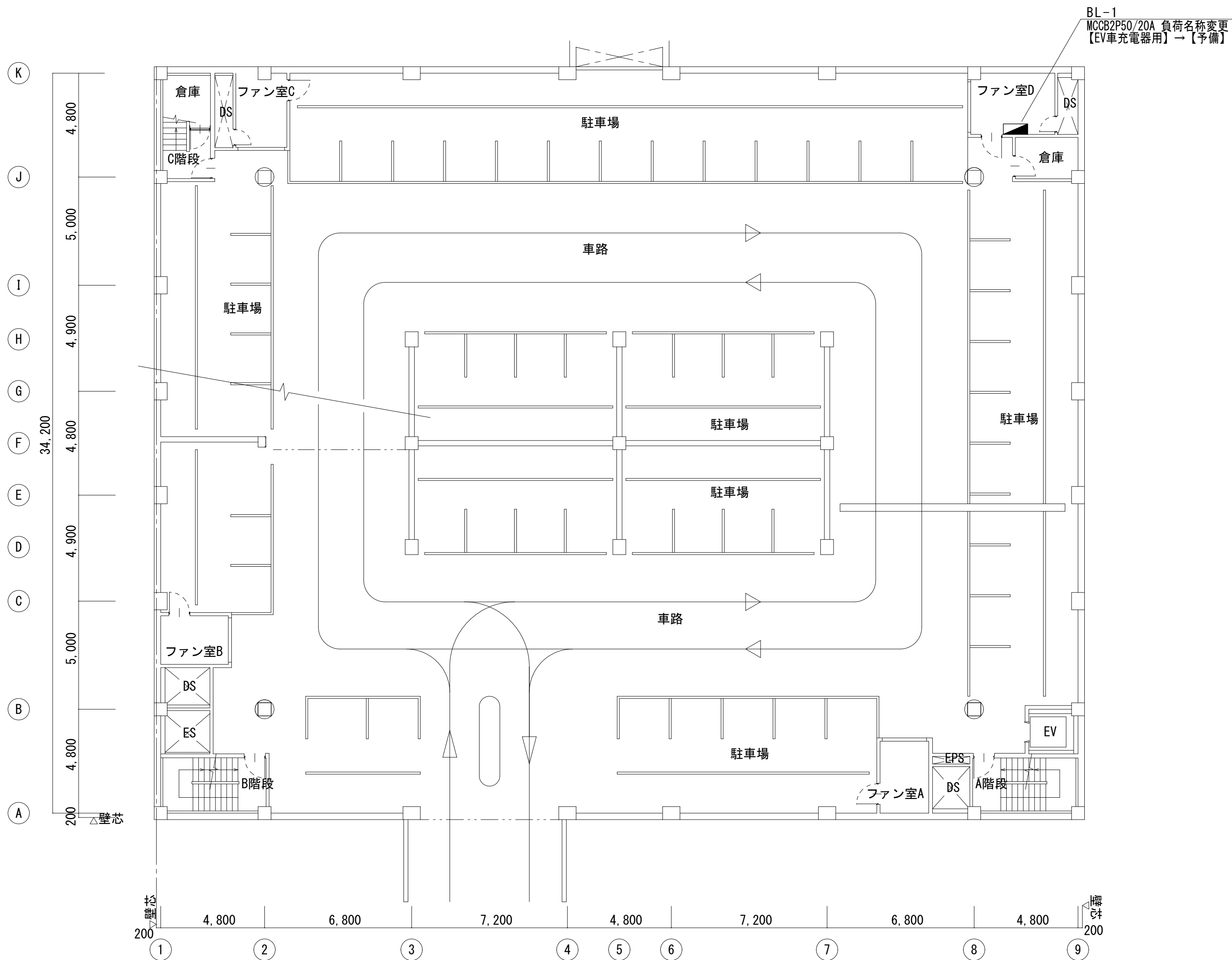
改修後平面図 S=1/50

改修前 L-1 銅板製 埋込型

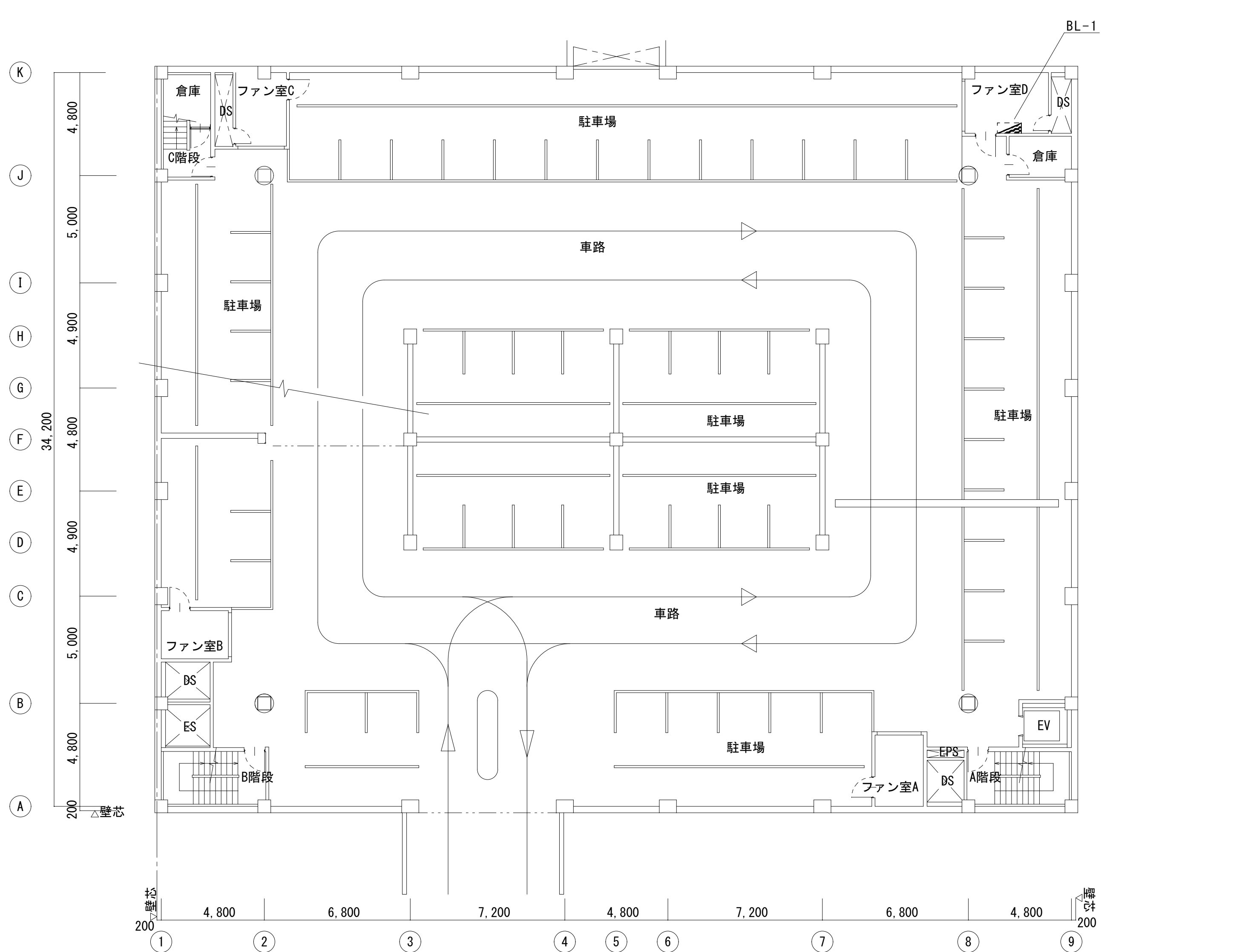


改修後 L-1 銅板製 埋込型

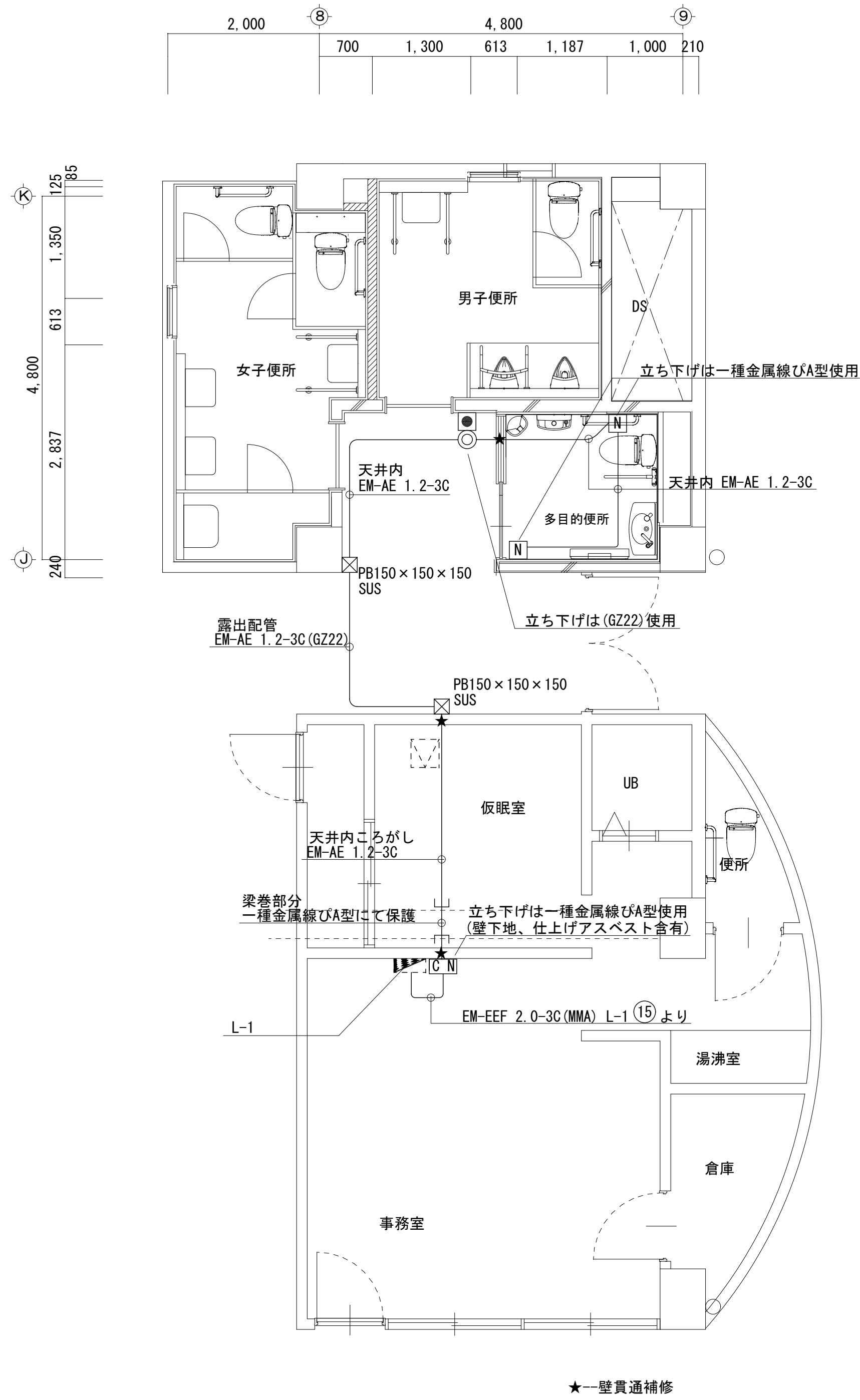




B1階平面図 S=1:150



B1階平面図 S=1:150



改修後平面図 S=1/50

誘導支援設備機器姿図

C N		1 窓用呼出表示器		N		トイレ呼出ボタン(引きひも付)	
				アイホン CBN-1C ケアコム IRP-1B		アイホン NBR-7HWA ケアコム BT-312ZR	
電源電圧		AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V)		形状/材質		露出型 (J I S 1 個用スイッチボックス) /樹脂	
形 状		露出型 (J I S 2 個用スイッチボックス)				防まつ形(JIS C 0920 4級相当)	
材 質		SPCC t1.2		備 考		引きひも 60cm(調節可)	
窓 数		1 窓				復旧ボタン付、抗菌仕様	
表示方式		呼出音と表示窓点灯					
◎		ブザー付廊下灯 (防滴仕様)		●		復旧ボタン (防滴仕様)	
アイホン NR-BZLA24WP/A ケアコム BL-644U/8 +新金属プレート				アイホン NR-2A14WP ケアコム BR-302RAU +新金属プレート			
形 状		露出型 (J I S 2 個用スイッチボックス)		形 状		露出型 (J I S 1 個用スイッチボックス)	
備 考		ブザー付					

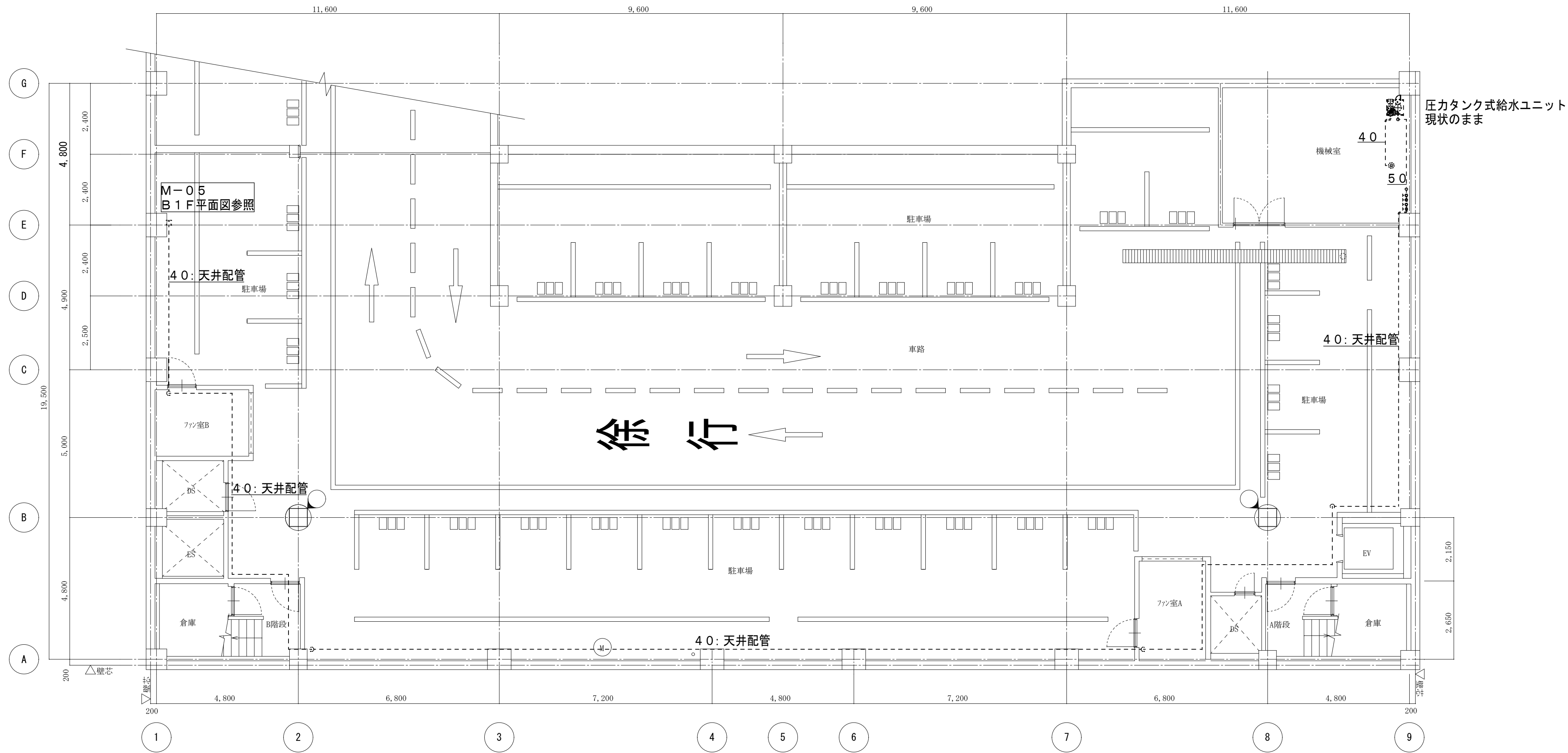
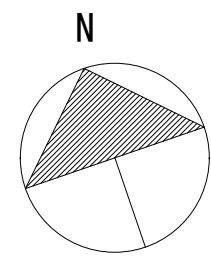
[illegible]

特記事項		項目		特記事項		
ガス設備	1 ガス種別	・都市ガス（供給者名：発熱量 MJ/m ³ （N）） ・液化石油ガス ・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス（1）一般：配管用炭素鋼鋼管（白） （2）地中：ポリエチレン管 外面被覆鋼管（VL）	① 換気設備	1 風速種別	・長方形風道 スパイラルダクト アルミフレキシブルダクト（接続部） ・ビニル管 ② ダクト ① 低圧ダクトの工法は下記とする。 ① コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）・アングルフランジ工法 ・高圧ダクトの適用範囲は図示による。 ・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ・厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。	
	2 配管材料	・親メーター（貸与品）（直読式・パルス式（パルス発信器は・買い取り）） ・子メーター（買い取り）（直読式・パルス式）	3 風量測定口	取り付け箇所は図示による。	4 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	3 充てん容器	別途（50kg）×4本	4 ダンパー	・浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統（排気ガス）系統	5 排気ダクトのシール	空気調和設備の当該項目による。
	4 集合装置	標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による4本組。	5 排気ダクトのシール	空気調和設備の当該項目による。	6 チャンパー	空気調和設備の当該項目による。
	5 転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（a）・（b）による。	6 チャンパー	空気調和設備の当該項目による。		
	6 メーター	・親メーター（貸与品）（直読式・パルス式（パルス発信器は・買い取り）） ・子メーター（買い取り）（直読式・パルス式）				
	7 ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）別途工事				
	8 漏洩検知装置	・要・不要				
	9 電気防食	・要・不要				
	10 引込負担金等	・要・不要				
雨水利用設備	1 仕様等	別図による。	排煙設備	1 ダクト	・垂鉛鉄板（） ・図示による。	
	2 設備方式	・排水再利用・厨房除害		2 排煙口の形式	・図示による。	
排水処理設備	1 仕様等	別図による。	3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準2023年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。	
	2 設備方式	・排水再利用・厨房除害				
し尿浄化槽設備	1 処理種別及び構造	・合併処理（接触ばっ気方式・長時間ばっ気方式） ・回転転板接触方式（）	衛生器具設備	1 システム構成ほか	別図による。	
	2 処理能力	処理対象人員 容量 m ³ /日		2 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線又はEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	
	3 本体構造	・コンクリート製（現場施工形・ユニット形）・FRP製		① 衛生器具付風水栓	水栓栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。	
	4 放流水質	BOD mg/L以下		② 洗面器	手洗器は止水栓付とする。	
	5 マンホールふた	・製造者標準品・MHA・MHB				
	6 スラブ負荷重	・土圧のみ・200kgf/m ² ・350kgf/m ² ・800kgf/m ²				
	7 排水方式	・自然流下 ・ポンプ排水 （ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m以上 ただし深さが1.2m以上の場合はタラップ付とする。）				
	8 送風機室	・不要・要（別途工事・本工事） ・独立設置形（地上式・地下式）槽と一体形				
	9 槽内にある鋼管	・タールエポキシ樹脂塗料3回塗りをを行う。 ・土中埋設の鋼管類に準じた防蝕処理を行う。				
	① 保温工事	図面に記載のない保温工事は下記による。				
保温工事	① 保温材	図面に記載のない保温工事は下記による。	給水設備	① 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （1）直結部分は水道事業者の指定による（水道配水用ポリエチレン管（HPPE）） （2）屋内地中埋設配管及びコンクリート埋込① 塩ビラインング鋼管（VD）・ビニル管（HIVP） （3）屋外地中埋設配管① 塩ビラインング鋼管（VD）・ビニル管（HIVP） 水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （4）その他の一般配管（上水・加圧）・ステンレス鋼管（SUS304）・ビニル管（HIVP） 給水用架橋ポリエチレン管 ① 塩ビラインング鋼管（VA） （雑用水）① 塩ビラインング鋼管（VA）	
	② 水栓	① 台所流し用の水栓は泡式とする。 ・水栓栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。		② 水栓	① 台所流し用の水栓は泡式とする。 ・水栓栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。	
	③ 量水器	・親メーター（貸与品）（直読式・パルス式） ・子メーター（買い取り）（直読式・パルス式）遠隔表示器付		③ 量水器	・親メーター（貸与品）（直読式・パルス式） ・子メーター（買い取り）（直読式・パルス式）遠隔表示器付	
	④ 量水器器	・水道事業者指定品（貸与品・買い取り（材質：））標準図MC形		④ 量水器器	・水道事業者指定品（貸与品・買い取り（材質：））標準図MC形	
	⑤ 弁類	JIS又はJV①水道直結部分①10K・その他の部分①5K・10K		⑤ 弁類	JIS又はJV①水道直結部分①10K・その他の部分①5K・10K	
	⑥ 管の地中埋設深さ	逆止弁の衝撃吸収式はラインング不要とする。 ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。		⑥ 管の地中埋設深さ	逆止弁の衝撃吸収式はラインング不要とする。 ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。	
	⑦ 水栓柱	管の上端より原則として、一般敷地は（30cm）構内道路は（60cm）以上とする。		⑦ 水栓柱	・合成樹脂製・人造石とぎ出し製・不凍水栓・ステンレス製	
	⑧ 建物導入部配管	・ポリエチレン配管の施工要領は図示による。		⑧ 建物導入部配管	・ポリエチレン配管の施工要領は図示による。	
	⑨ 引込納付金等	・要（別途）		⑨ 引込納付金等	・要（別途）	
	排水設備	① 配管材料		配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （1）屋内汚水管・排水用塩ビラインング鋼管①ビニル管（VP）耐火二層管 雑排水管・排水用塩ビラインング鋼管①ビニル管（VP）耐火二層管 通気管・排水用炭素鋼鋼管（白）①ビニル管（VP）耐火二層管 ポンプアップ排水管・排水用ノンホールエポキシ塗装鋼管 （2）屋外第一樹まで・排水用塩ビラインング鋼管①ビニル管（VP） 樹間①ビニル管（VP）リサイクルビニル管（RS-VU） ビニル管の125A以上はVUを使用してよい。屋内露出配管はカラーVPとする。	給湯設備	1 配管材料
2 弁類		・ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。 JIS又はJV（5K・10K（図示部分））	2 弁類	・ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。 JIS又はJV（5K・10K（図示部分））		
1 配管材料		配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （1）屋内消火栓一般・ステンレス鋼管（SUS304）①配管用炭素鋼鋼管（白） 屋内地中・ステンレス鋼管（SUS316）①外面被覆鋼管（VS） 屋外地中・ステンレス鋼管（SUS316）①外面被覆鋼管（VS） 水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （2）連絡送水管一般・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 屋内地中・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 屋外地中・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）	消火設備	1 配管材料		配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （1）屋内消火栓一般・ステンレス鋼管（SUS304）①配管用炭素鋼鋼管（白） 屋内地中・ステンレス鋼管（SUS316）①外面被覆鋼管（VS） 屋外地中・ステンレス鋼管（SUS316）①外面被覆鋼管（VS） 水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （2）連絡送水管一般・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 屋内地中・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 屋外地中・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
2 建物導入部配管		・標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の（a）・（b）・（c）による。		2 建物導入部配管		・標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の（a）・（b）・（c）による。
3 不活性ガス消火設備		別図による。		3 不活性ガス消火設備		別図による。
4 泡消火設備		別図による。		4 泡消火設備		別図による。
5 試験		施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。		5 試験		施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。
1 システム		・ドラインシステム		1 システム		・ドラインシステム
2 機器の機能等		図示による。		2 機器の機能等		図示による。
厨房設備		1 システム		・ドラインシステム		1 システム
	2 機器の機能等	図示による。		2 機器の機能等	図示による。	

アスベスト含有物の取扱い						
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改修仕様」という。）による。 特記事項に記載の [...] 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第9章	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を確実に行うこと。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込み処理 行う 行わない アスベスト含有吹付け材の隠い込み処理 行う 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行う 行わない 施工箇所及び工法 ※図示		
	③ アスベストの含有調査	事前調査（有資格者） ① 行う 行わない 調査結果報告書の貸与 ① 有 無 分析調査 行う（対象箇所：） ① 行わない ・定性分析 ・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。	④ アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ① 有 ② 無 除去吹付け材（） 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定		
		測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
		測定1	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
		測定2	施工区画周辺又は、敷地境界		計2点	大気
		測定3	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
		測定4	仕上り開口		1点	空気の流れを確認
		測定5	集じん・排気装置の排出口（処理作業室の場合）		1点	（注）2
		測定6	施工区画周辺又は、敷地境界		4方向各1点	－
		測定7	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
	測定8	施工区画周辺又は、敷地境界		4方向各1点	大気	
	（注）1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 （注）2. 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法					
		測定3	測定1、2、4、6、7、8	測定5		
		計数機器	位相差顕微鏡			
		メンブレンフィルタの直径	25mm	47mm		
		試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	
		試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	
		試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			
		計数条件	総アスベスト機数	200本又は視野数50視野		
		計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3：1以上			
		定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l	
	作業場の隔離 ※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。					
5 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ① 有 ② 無 除去保温材（）含有場所（） 作業場の隔離 行う 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.4				
⑥ アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ① 有 ② 無 除去成形板（下地材、仕上げ材）含有場所（管理事務室内壁） 作業場の区画 行う 行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.5				
7 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ① 有 ② 無 除去仕上塗材（）含有場所（） 除去の範囲 ① 全面除去 ② 図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法 ・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承認を得ること。 除去工法の試験施工 行う ※行わない 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 作業場の隔離及び養生 ・隔離養生不要・隔離養生必要（負圧不要）・その他（） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.6				
8 アスベスト含有配管・接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無 ① 有 ② 無 除去シール材（）含有場所（） 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 ※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）					
⑨ 特記事項						

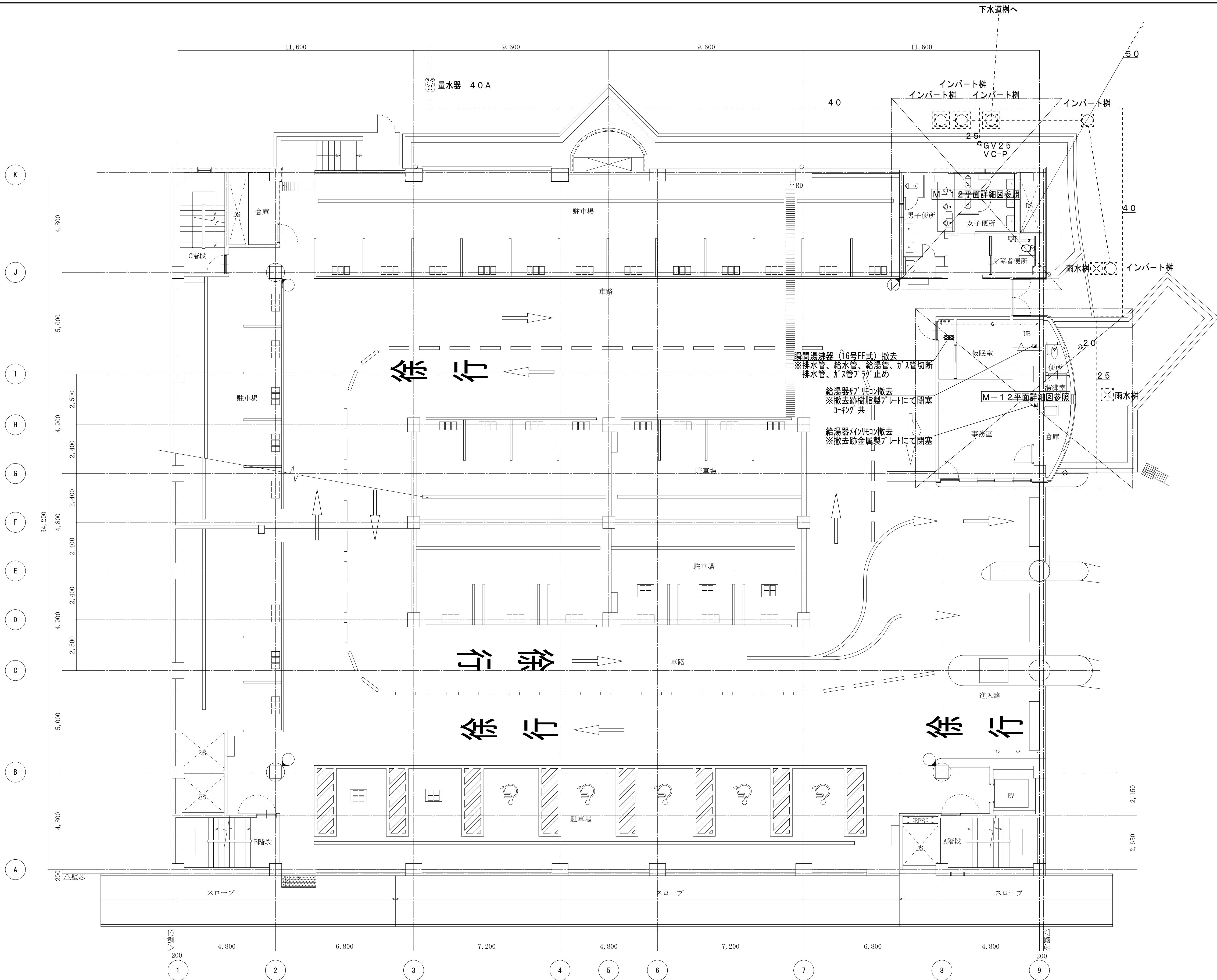
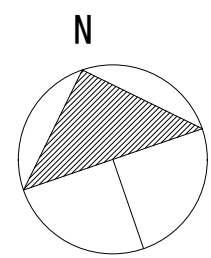
アスベスト含有物の取扱い						
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改修仕様」という。）による。 特記事項に記載の [...] 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第9章	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を確実に行うこと。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込み処理 行う 行わない アスベスト含有吹付け材の隠い込み処理 行う 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行う 行わない 施工箇所及び工法 ※図示		
	③ アスベストの含有調査	事前調査（有資格者） ① 行う 行わない 調査結果報告書の貸与 ① 有 無 分析調査 行う（対象箇所：） ① 行わない ・定性分析 ・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。	④ アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ① 有 ② 無 除去吹付け材（） 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定		
		測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
		測定1	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
		測定2	施工区画周辺又は、敷地境界		計2点	大気
		測定3	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
		測定4	仕上り開口		1点	空気の流れを確認
		測定5	集じん・排気装置の排出口（処理作業室の場合）		1点	（注）2
		測定6	施工区画周辺又は、敷地境界		4方向各1点	－
		測定7	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
	測定8	施工区画周辺又は、敷地境界		4方向各1点	大気	
	（注）1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 （注）2. 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法					
		測定3	測定1、2、4、6、7、8	測定5		
		計数機器	位相差顕微鏡			
		メンブレンフィルタの直径	25mm	47mm		
		試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	
		試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	
		試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			
		計数条件	総アスベスト機数	200本又は視野数50視野		
		計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3：1以上			
		定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l	
	作業場の隔離 ※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。					
5 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ① 有 ② 無 除去保温材（）含有場所（） 作業場の隔離 行う 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.4				
⑥ アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ① 有 ② 無 除去成形板（下地材、仕上げ材）含有場所（管理事務室内壁） 作業場の区画 行う 行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.5				
7 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ① 有 ② 無 除去仕上塗材（）含有場所（） 除去の範囲 ① 全面除去 ② 図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法 ・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承認を得ること。 除去工法の試験施工 行う ※行わない 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 作業場の隔離及び養生 ・隔離養生不要・隔離養生必要（負圧不要）・その他（） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.6				
8 アスベスト含有配管・接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無 ① 有 ② 無 除去シール材（）含有場所（） 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 ※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）					
⑨ 特記事項						

アスベスト含有物の取扱い						
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改修仕様」という。）による。 特記事項に記載の [...] 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。						
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第9章	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を確実に行うこと。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込み処理 行う 行わない アスベスト含有吹付け材の隠い込み処理 行う 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行う 行わない 施工箇所及び工法 ※図示		
	③ アスベストの含有調査	事前調査（有資格者） ① 行う 行わない 調査結果報告書の貸与 ① 有 無 分析調査 行う（対象箇所：） ① 行わない ・定性分析 ・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。	④ アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ① 有 ② 無 除去吹付け材（） 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定		
		測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
		測定1	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
		測定2	施工区画周辺又は、敷地境界		計2点	大気
		測定3	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
		測定4	仕上り開口		1点	空気の流れを確認
		測定5	集じん・排気装置の排出口（処理作業室の場合）		1点	（注）2
		測定6	施工区画周辺又は、敷地境界		4方向各1点	－
		測定7	処理作業室内		各2点又は3点	（注）1
	測定8	施工区画周辺又は、敷地境界		4方向各1点	大気	
	（注）1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 （注）2. 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法					
		測定3	測定1、2、4、6、7、8	測定5		
		計数機器	位相差顕微鏡			
		メンブレンフィルタの直径	25mm	47mm		
		試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	
		試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	
		試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			
		計数条件	総アスベスト機数	200本又は視野数50視野		
		計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3：1以上			
		定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l	
	作業場の隔離 ※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。					
5 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ① 有 ② 無 除去保温材（）含有場所（） 作業場の隔離 行う 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.4				
⑥ アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 ① 有 ② 無 除去成形板（下地材、仕上げ材）含有場所（管理事務室内壁） 作業場の区画 行う 行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.5				
7 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ① 有 ② 無 除去仕上塗材（）含有場所（） 除去の範囲 ① 全面除去 ② 図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法 ・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承認を得ること。 除去工法の試験施工 行う ※行わない 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 作業場の隔離及び養生 ・隔離養生不要・隔離養生必要（負圧不要）・その他（） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	9.1.6				
8 アスベスト含有配管・接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無 ① 有 ② 無 除去シール材（）含有場所（） 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 ※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）					
⑨ 特記事項						



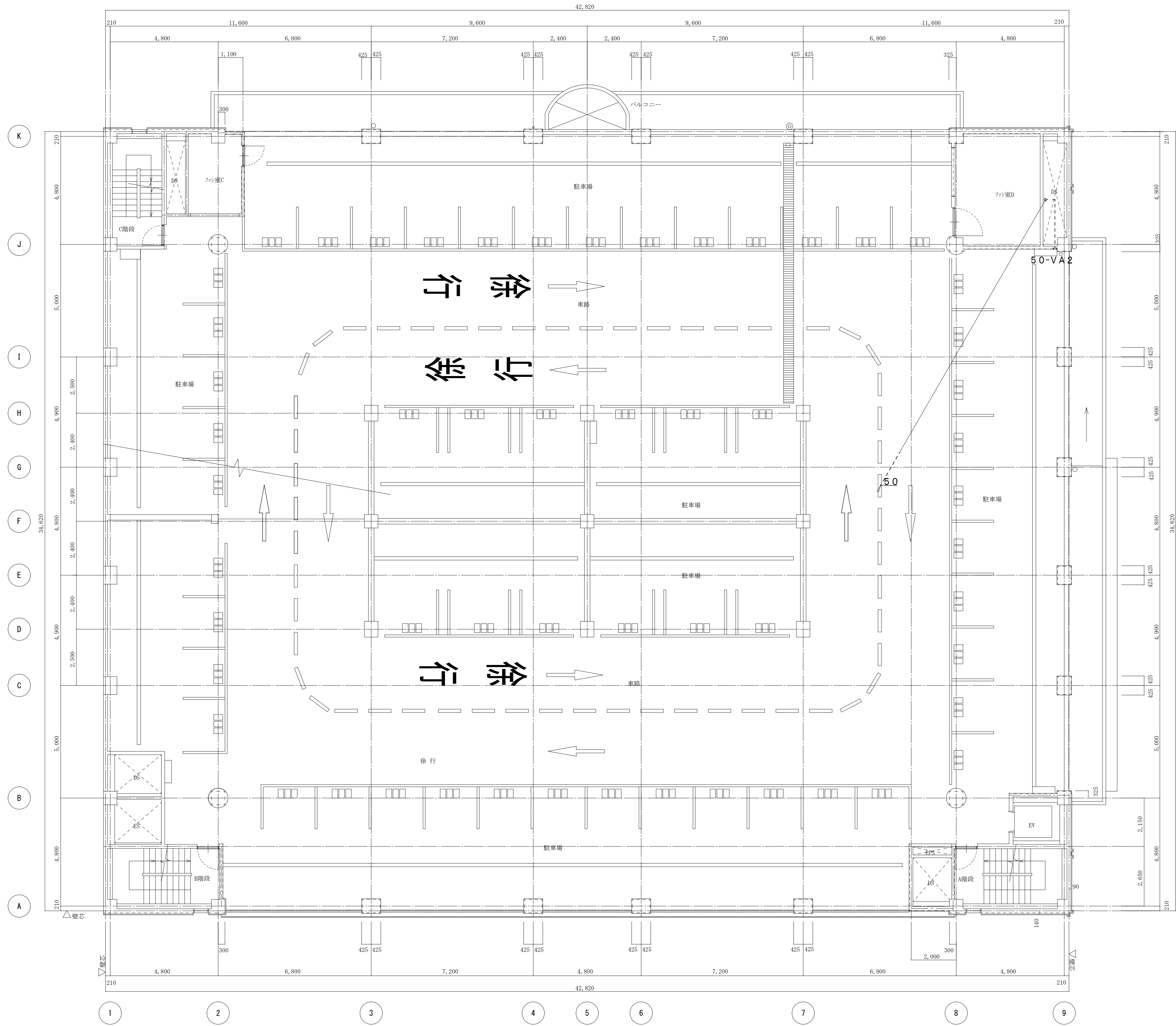
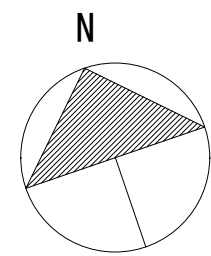
B2階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	



1階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	



2階平面図 S=1:100

撤去工事凡例	
	今回撤去工事を示す。
	既設を示す。
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	

工事名称
★ 市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面名称
★ 給排水衛生設備 2階平面図（改修前）

縮尺
★ A1: 1:100
★ A3: 1:200

日付
★

訂正
★

担当
★

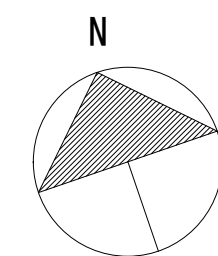
承認
★

備考
★

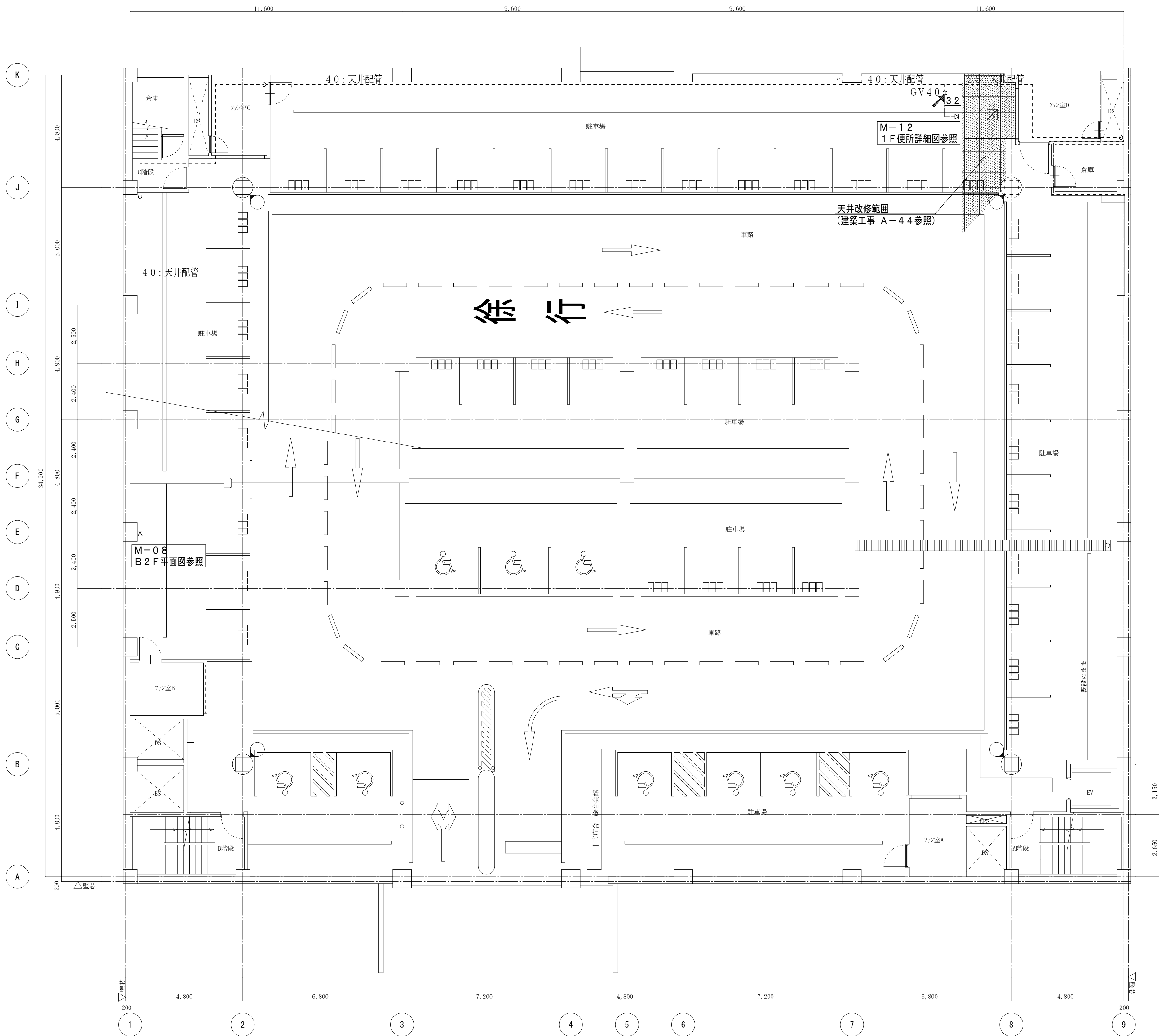
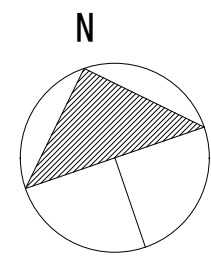
藤 川 設 計 株 式 会 社

一級建築士登録 338601
治田 聡

M-07



——	今回施工工事を示す
----	既設のままを示す



B1階平面図 S=1:100

改修工事凡例	
	今回施工工事を示す
	既設のままを示す
	既設配管接続箇所を示す

工事名称
★ 市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面名称
★ 給排水衛生設備 B1階平面図（改修後）

縮尺
★ A1: 1:100
★ A3: 1:200

日付
★

訂正
★

担当
★

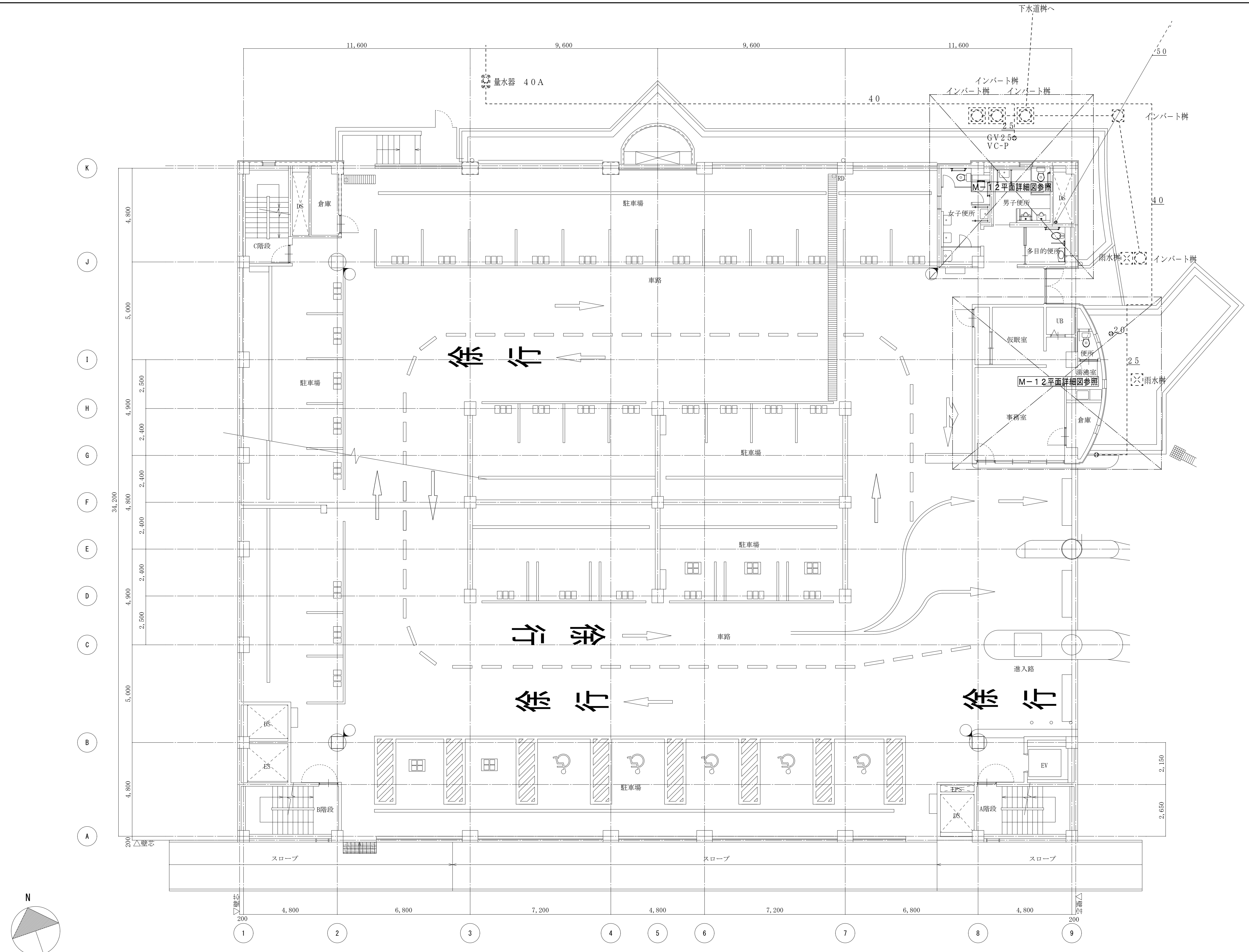
承認
★

備考
★

藤川設計株式会社

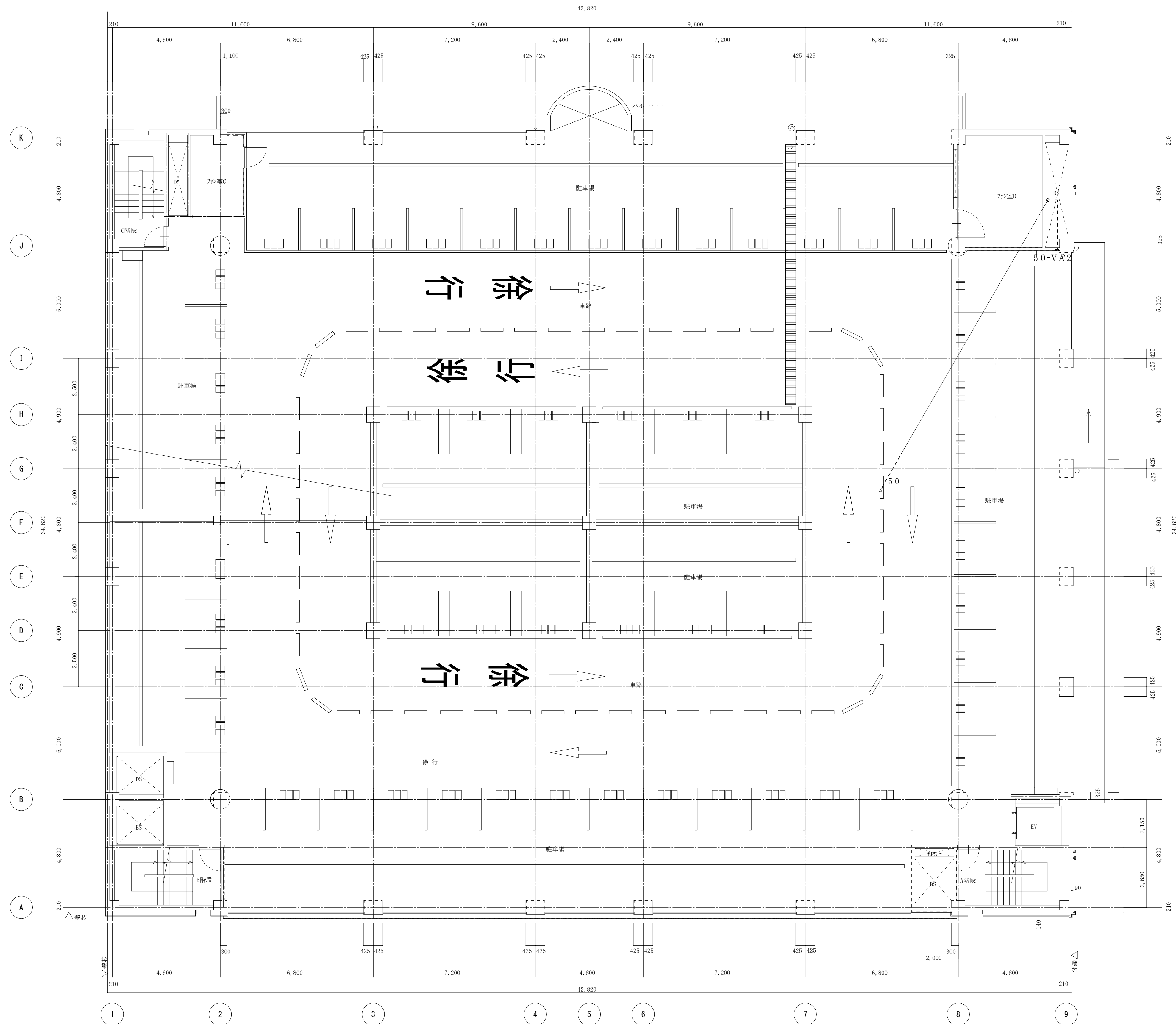
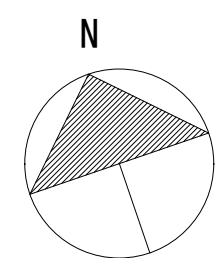
一級建築士登録 338601
治田 聡

M-09



1階平面図 S=1:100

改修工事凡例	
——	今回施工工事を示す
----	既設のままを示す



2階平面図 S=1:100

改修工事凡例	
——	今回施工工事を示す
----	既設のままを示す

工事名称
★ 市営中央駐車場及び市庁舎北館改修工事

図面名称
★ 給排水衛生設備 2階平面図（改修後）

縮尺
★ A1: 1:100
★ A3: 1:200

日付
★

訂正
★

担当
★

承認
★

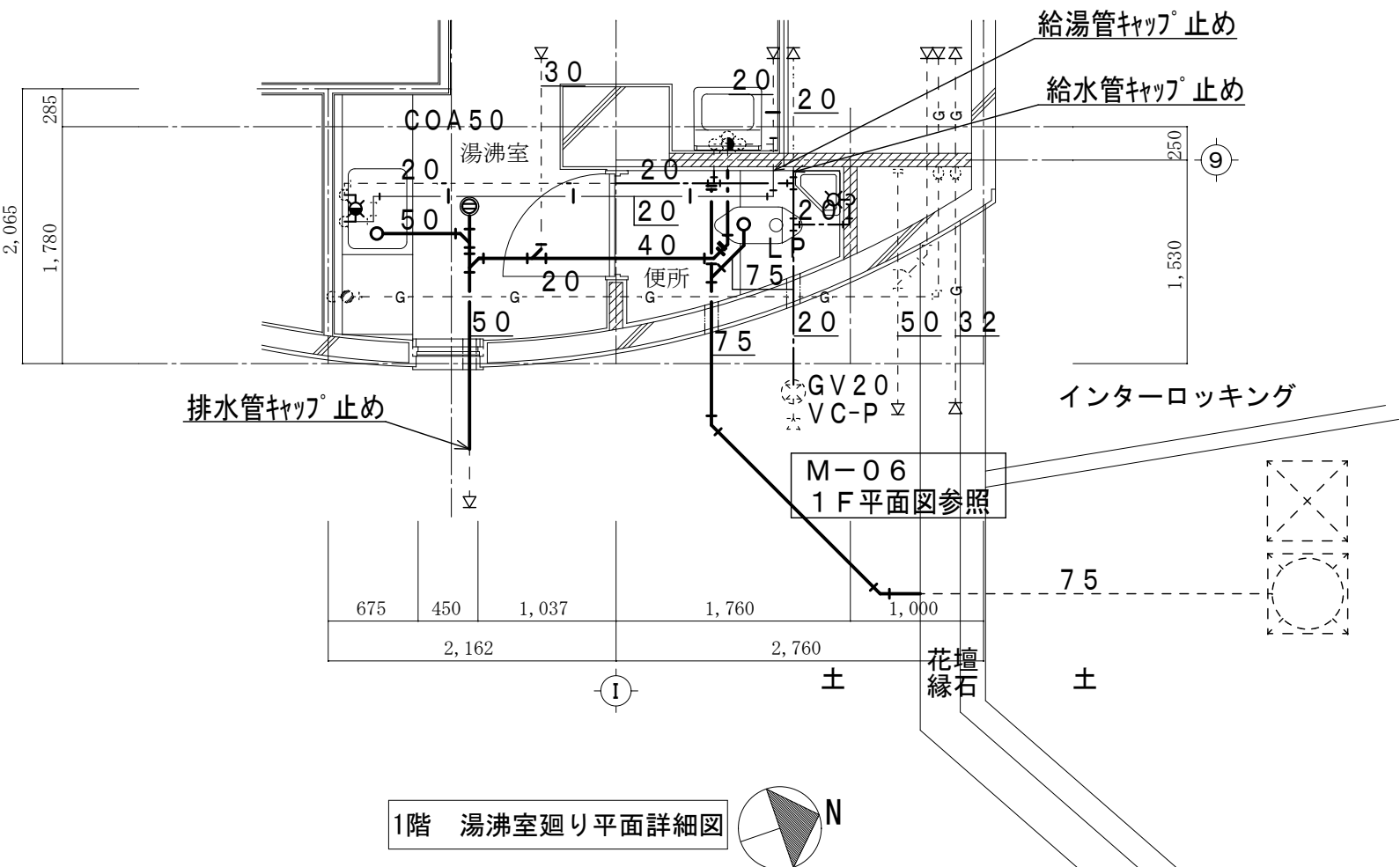
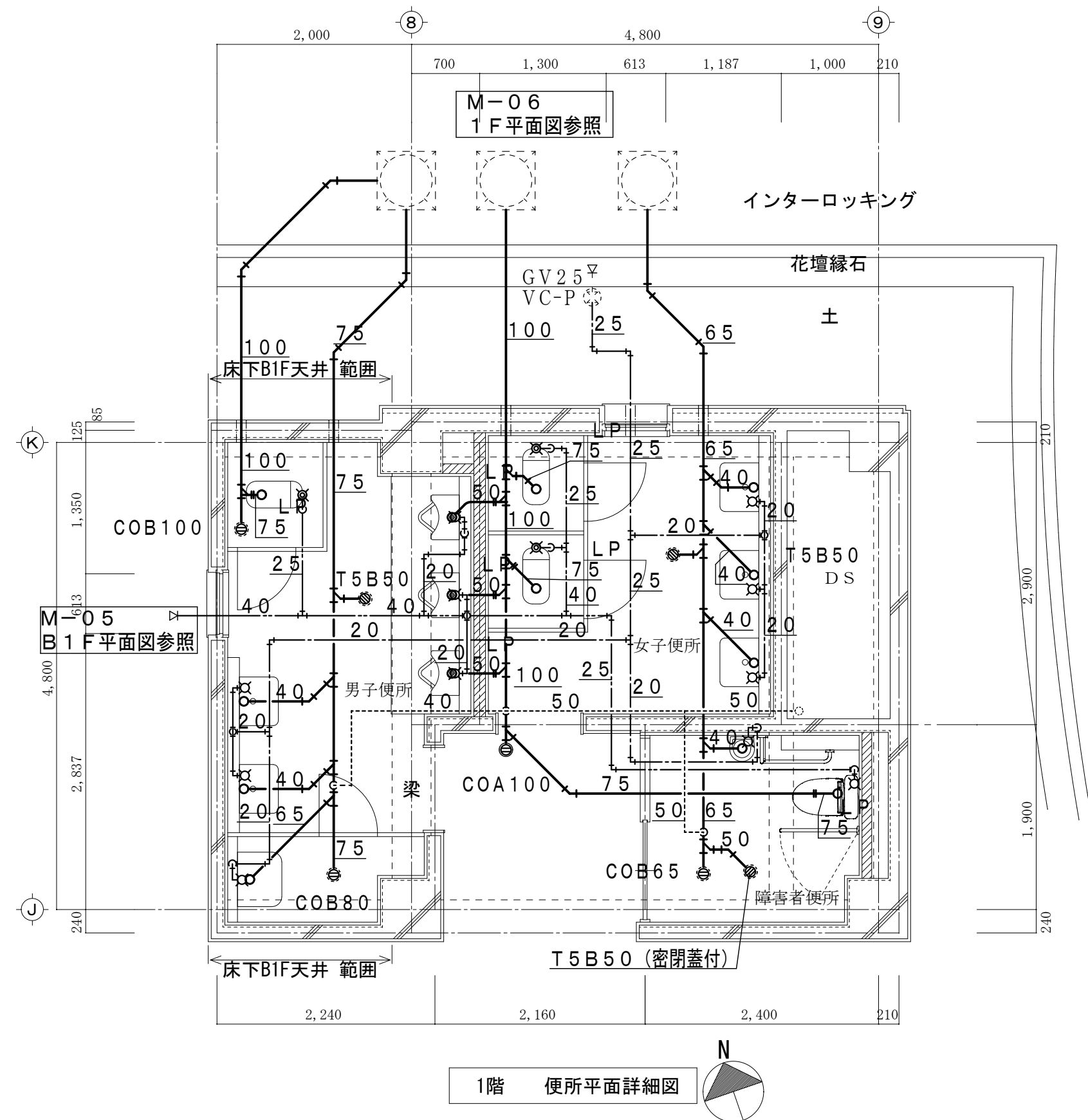
備考
★

藤川設計株式会社

一級建築士登録 338601
治田 聡

M-11

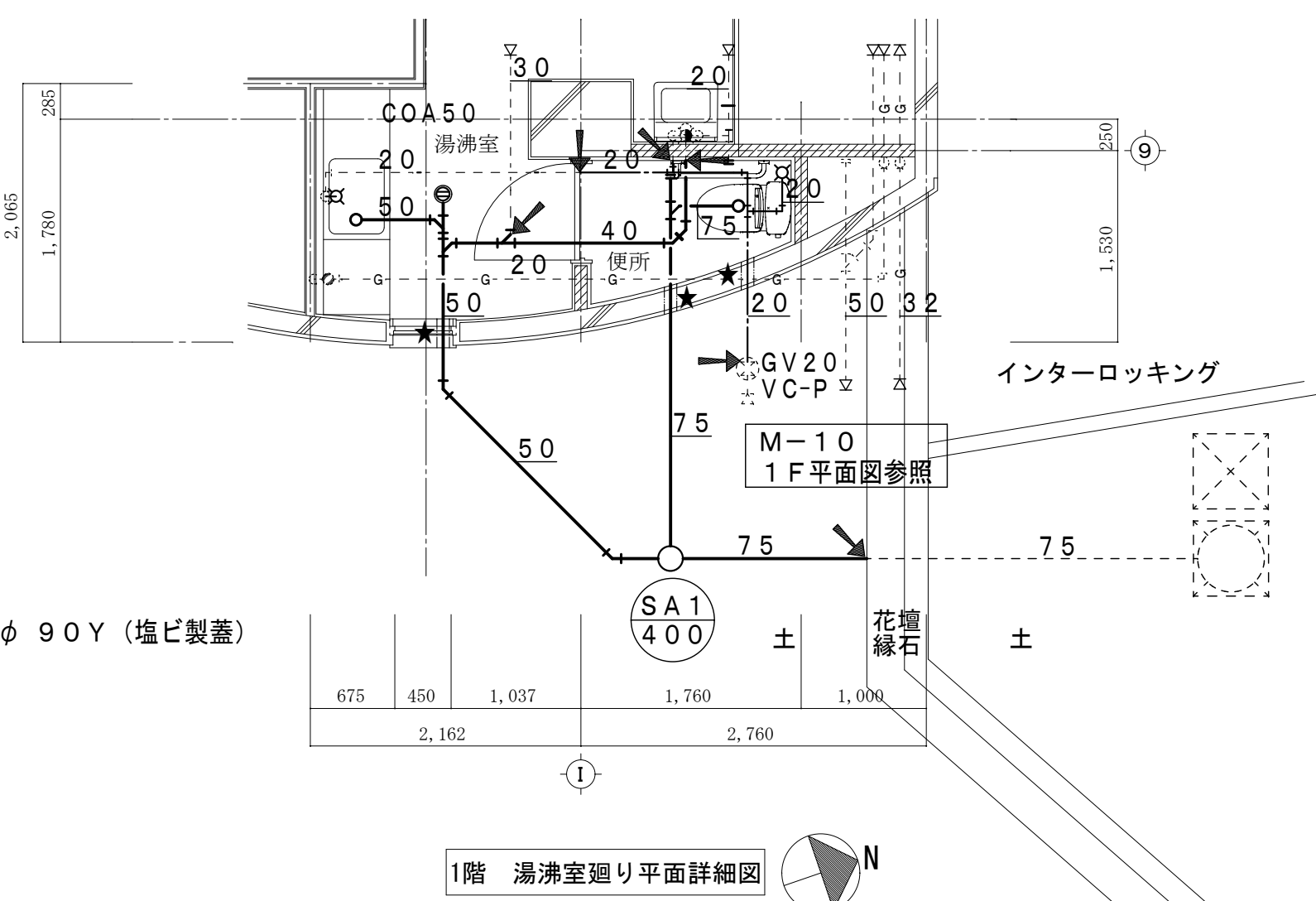
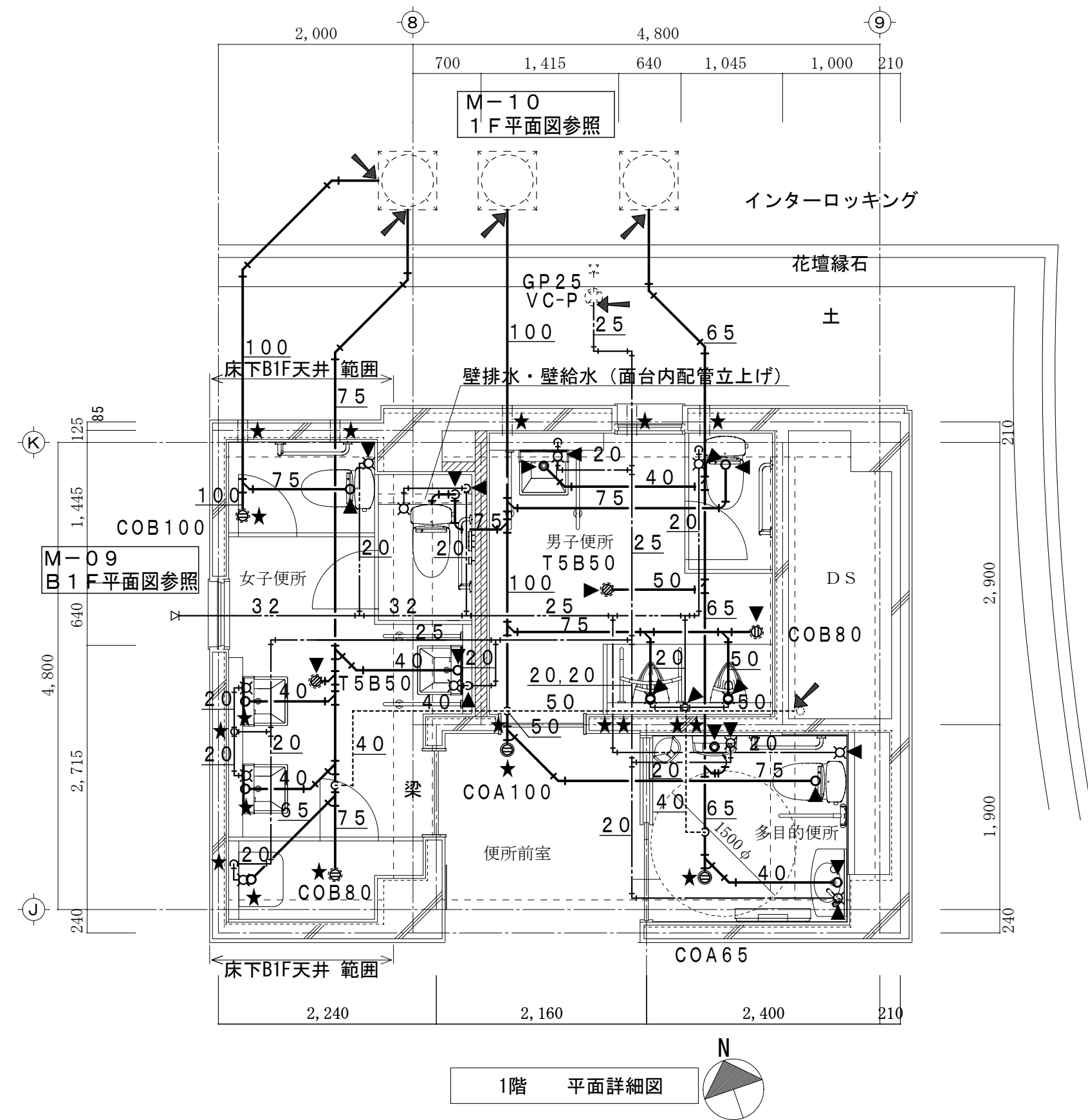
改修前



撤去工事凡例

———	今回撤去工事を示す。
-----	既設を示す。
撤去配管リスト	
給水管：埋設管 水道用硬質塩ビライニング鋼管V D	
給水管：その他 水道用硬質塩ビライニング鋼管V A	
排水管：硬質塩化ビニル管V P	
通気管：硬質塩化ビニル管V P	
排水器具接続管：排水用鉛管L P	
給湯管：耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	
ガス管：埋設管 外面被覆鋼管	
ガス管：その他 配管用炭素鋼鋼管	
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	
既存梁・床・壁貫通配管の撤去は手はつり補修とする。	
土間はつり及び仕上げの撤去は建築工事とする。	
花壇及びインターロッキングの撤去は建築工事とする。	

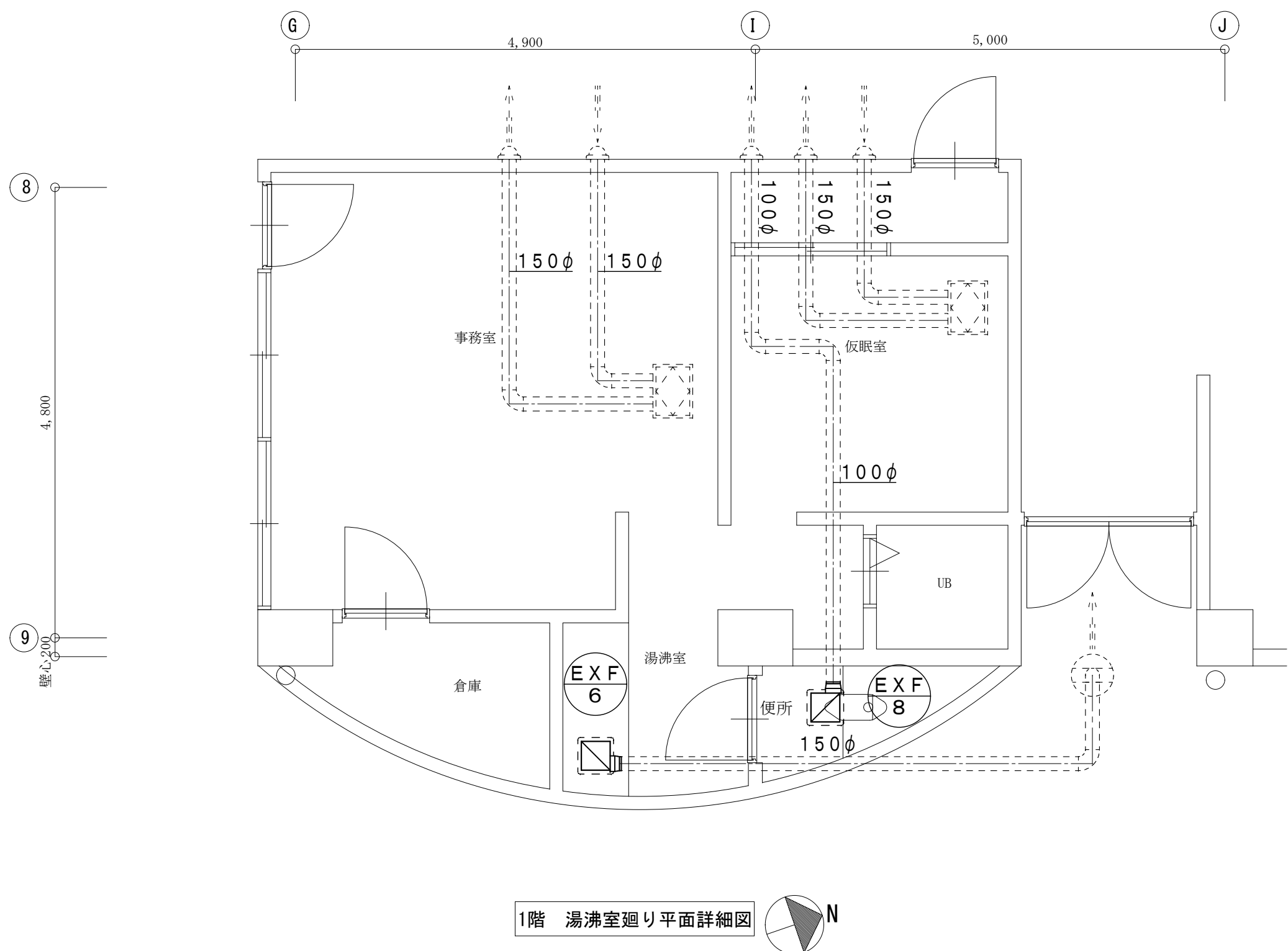
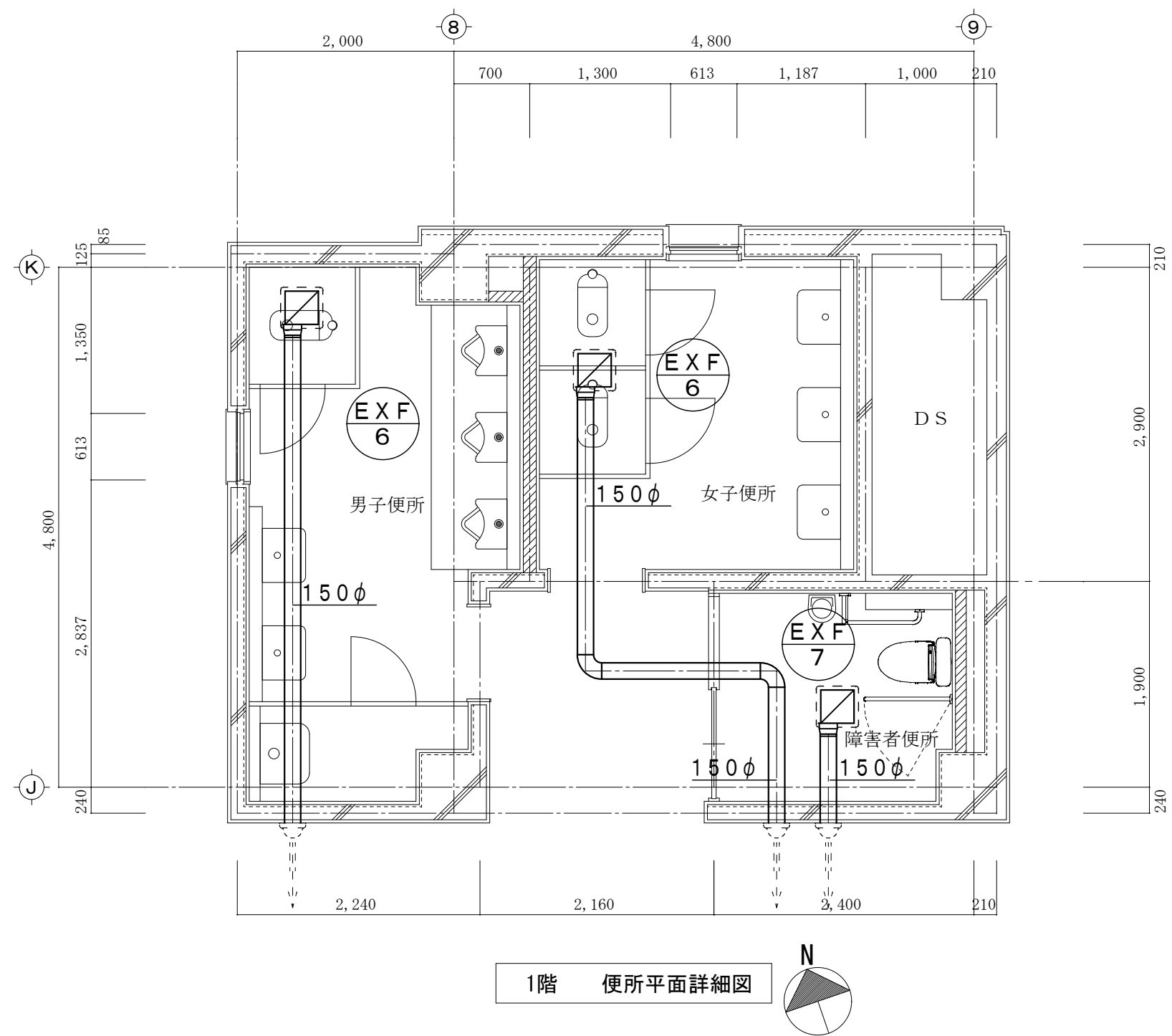
改修後



改修工事凡例

———	今回施工工事を示す
-----	既設のままを示す
⊠	給水栓
—①—	掃除口
—●—	排水金物
←	既設配管接続箇所を示す
◀	コア抜き貫通箇所を示す
★	既設貫通箇所を示す
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	
床既設貫通穴補修は建築工事とする。	
土間がつり及び仕上げの復旧は建築工事とする。	
花壇及びインターロッキングの復旧は建築工事とする。	

改修前



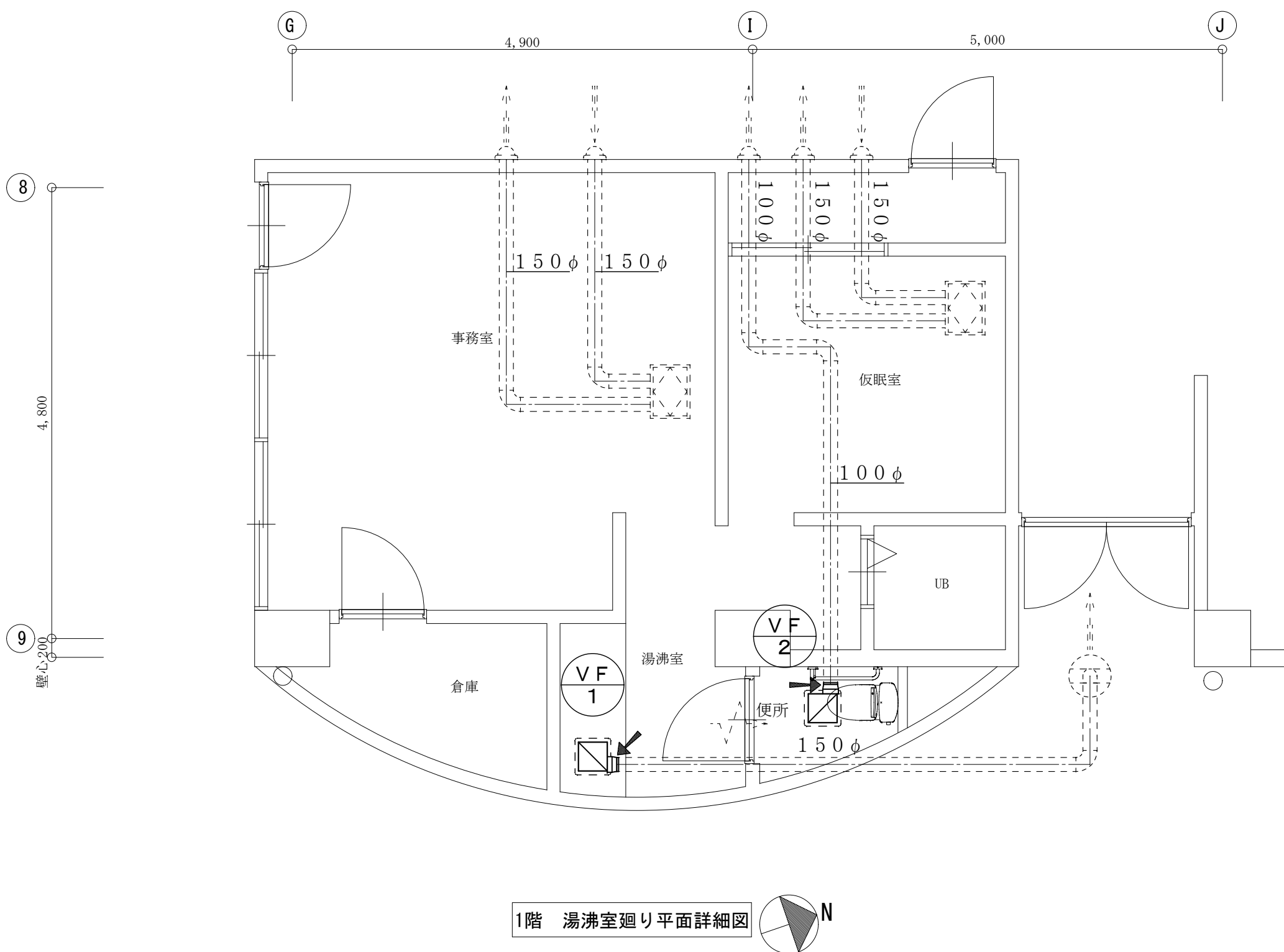
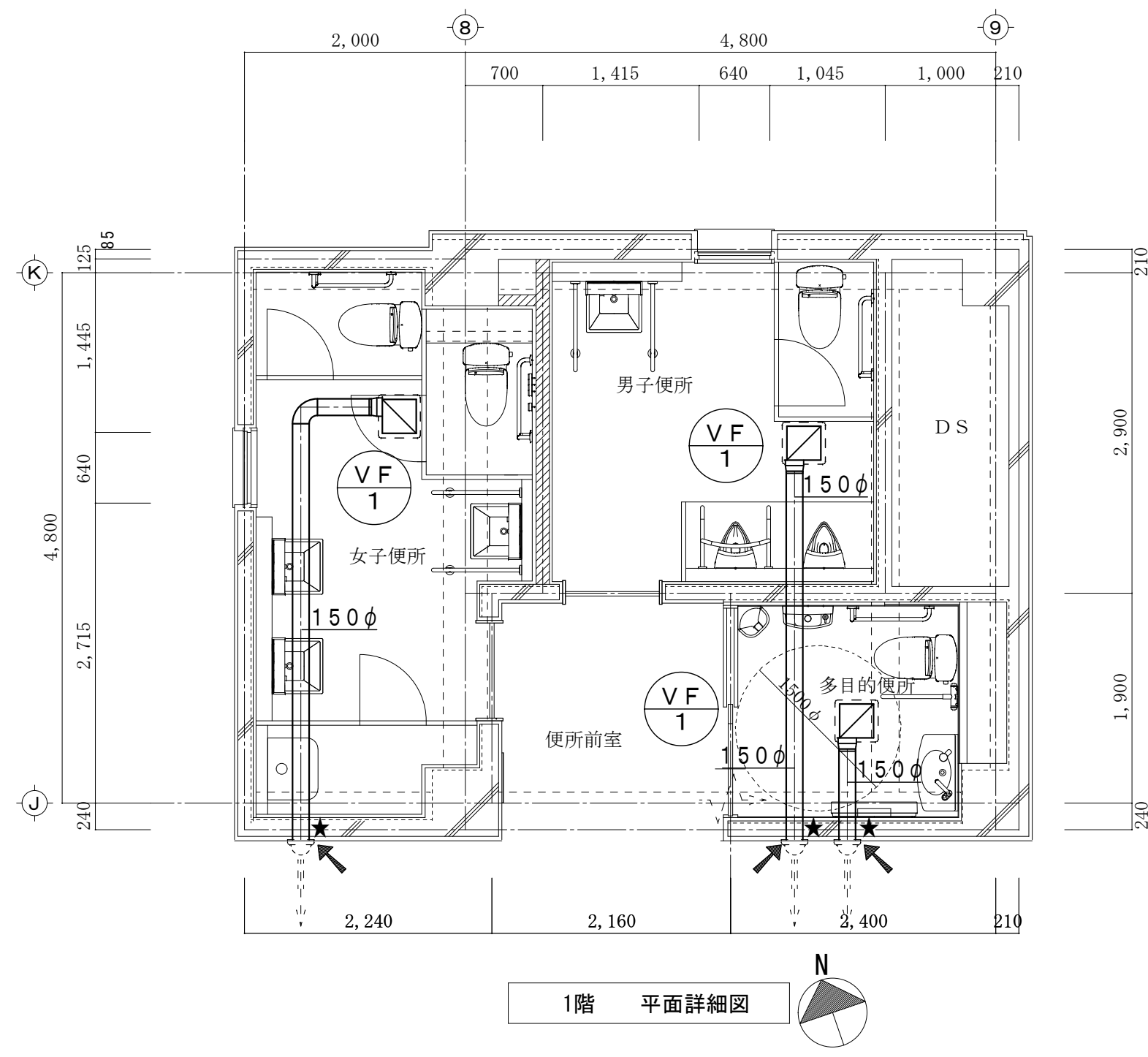
換気扇機器撤去一覧表

記 号	名 称	風量 (m ³ /h)	ダクト径	静圧 (Pa)	電 源 (V)	付 属 品	台数
EXF-6	天井換気扇	300	150φ	50	1φ100V 75.0W	付属品共	3
EXF-7	天井換気扇	150	100φ	50	1φ100V 50.0W	付属品共	1
EXF-8	天井換気扇	80	100φ	50	1φ100V 35.0W	付属品共	1

撤去工事凡例

———	今回撤去工事を示す。
-----	既設を示す。
撤去配管リスト	
換気ダクト：スパイラルダクトSD	
既設配管サイズ、ルートは参考とし、現場確認の上施工の事。	
既存梁・床・壁貫通配管の撤去は手はつり補修とする。	

改修後



換気計算書（火気使用計算書）

[建築基準法施工令第20条の3第2項]								
必要換気量 (V) = 定数 × 理論廃ガス量 (K) × 発熱量又は燃料消費量 (Q)								
V : 必要換気量(m ³ /h) K : 理論廃ガス量(MJ/m ³) Q : 発熱量(kW)又は燃料消費量(kg/h)								
階	室 名	機器名称	発熱量Q (kW)	定数 (MJ/m ³)	理論廃ガス量K (m ³ /kWh)	必要換気量 (m ³ /h)	機器記号	排気量 (m ³ /H)
1	湯沸室	3口ガスコンロ	9.3	30	0.93	259.47	VF-1 天井換気扇	300

改修工事凡例

———	今回施工工事を示す
-----	既設のままを示す
←	既設配管接続箇所を示す
▲	コア抜き貫通箇所を示す
★	既設貫通箇所を示す
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	